

官報

号外

昭和三十九年四月十六日

○第四十六回 衆議院會議録 第二十四号(その一)

昭和三十九年四月十六日(木曜日)

議事日程 第二十三号

昭和三十九年四月十六日

午後二時開議

第一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

第四 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 国立教育会館法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 国立教育会館法案(内閣提出)

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

赤澤自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言及び質疑

野田総理府総務長官の観光基本法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度観光政策についての発言及び質疑

午後二時三十五分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○議長(船田中君) 御報告いたすことがあります。

去る十四日、正仁親王殿下の納采の儀が行なわれましたので、当日、議長は、本院を代表して、皇居において、天皇陛下、皇后陛下に御祝詞を申し上げ、次いで、議宮御殿において、正仁親王殿下に御祝詞を申し上げました。右、御報告を申し上げます。(拍手)

日程第一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
[本号(その二)に掲載]

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。

[報告書は本号(その二)に掲載]

[濱野清吾君登壇]

○濱野清吾君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、第一に、簡易裁判所の管轄区域の変更でありまして、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、飯沢簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村宇富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄とすること、第二に、市町村の廢置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表を整理することです。

さて、当委員会におきましては、去る三月二十七日本案が付託されて以来、慎重審議を重ね、本月九日に至り一切の質疑を終了いたしました次第であります。その詳細は會議録に譲ります。

次いで、十四日、別に討論がありましたので、直ちに採決に付しましたところ、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、各党を代表して坂本泰良委員より、本案に対し、政府並びに最高裁判所当局は、未開庁簡易裁判所について再検討を行ない、簡易裁判所の運営を合理化すべきこと、及び、判事、検事の定員の増加につとめ、有資格者を可及的すみやかに判事、検事に採用して、運営に遺憾なきを期すべきであるとの趣旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもってこれを付することにしたわけでございます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

昭和三十九年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その一)

正仁親王殿下納采の儀につき御祝詞を申し上げた旨の議長報告 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その一)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結に
ついて承認を求めるの件 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

六八四

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長長田口長治郎君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 たいだいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業退職金共済制度の一その普及発展をはかるため、現行制度の改善と合理化を行なうとともに、期間を定めて雇用される従業員に関する特例を定めるものであり、そのおもなる内容は、第一に、中小企業者の範囲を拡大し、製造業等の場合において、現行の常用労働者数二百人以下を三百人以下に改め、第二に、掛け金月額の高額を、被共済者一人につき、現行の千円から二千円に引き上

げ、第三に、中小企業退職金共済事業団は、共済契約者等に対し、労働者住宅その他の福祉施設の設置整備に要する資金の貸し付けを行なうことができることとし、第四に、建設業等の特定業種について、特定業種退職金共済組合を設立し、期間を定めて雇用される者に関する退職金共済制度を運営すること等であります。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 日程第三、外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(船田中君) 日程第三、外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長白井莊一君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 たいだいま議題となりました外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の委員長報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 日程第三、外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長白井莊一君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長白井莊一君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 たいだいま議題となりました外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の委員長報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

七年三月三十一日まで署名のため開放され、わが国は同年三月二十八日これに署名を行なったのであります。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○山中貞則君登壇

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

み入れ割合が五〇％に満たないときは年一〇％、七〇％に満たないときは年一五％、八〇％に満たないときは年二〇％、九〇％に満たないときは年二五％をこえる配当を行なうてはならないこととし、さらに、昭和四十二年三月三十一日を含む事業年度から一年間については、資本組み入れ割合が六〇％に満たないときは年一〇％、八〇％に満たないときは年一五％をこえる配当を行なうてはならないこととしておきます。なお、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度以降三年間については、再評価積み立て金の資本金に対する割合が一〇％以下の会社に対して、配当制限を適用しないこととしておきます。

第二は、減価償却助行のための措置でありまして、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から三年間は、特定の場合作を除き、減価償却の額の合計額が法人税法の規定による普通償却額に満たない場合には、配当率年一〇％をこえてはならないものとしておきます。

第三は、再評価積み立て金の資本準備金への繰り入れ措置でありまして、現在、再評価実施会社については、再評価積み立て金の資本組み入れ割合が八〇％以上である場合、または再評価積み立て金の額が資本金の額の一〇％以下である場合には、その全額を資本準備金に組み入れ、再評価積み立て金勘定を廃止することができることとなっておりまして、これを再評価積み立て金を有する株式会社全般に適用することとして、再評価積み立て金の最終処理の促進をはかることとしております。

本案につきましては、審議を重ねた後、昨四月十五日、質疑を終了、討論省略の後、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 旅行あつ、旅業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第五、旅行あつ、旅業法の一部を改正する法律案、日程第六、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

旅行あつ、旅業法の一部を改正する法律案
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長川野芳満君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔川野芳満君登壇〕

○川野芳満君 ただいま議題となりました二法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、旅行あつ、旅業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、旅行あつせん業者の業務を適正に行なわせるとともに、旅行あつせん業者全般の信用度を向上させるため所要の改正を行なうとするもので、おもなる内容は、第一に、邦人旅行あつせん業者は、日本人の国内旅行のみを扱うこととし、第二に、営業保証金の額を経済事情の変動に応じて約五割を引き上げ、損害担保力の強化をはかったこと、第三に、旅行あつせん業者が行なうてはならない行為の中に、債務の履行を不当に延ばす行為及び重要な事実を告げない行為等を加えたことであります。

次いで、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、外国人観光旅客の接遇を充実させるため、登録ホテル業及び登録旅館業の業務の適正化と施設の水準の向上をはかることとするものでありまして、その改正点は、第一に、登録ホテル業及び登録旅館業を営む者に新たに宿泊約款の届け出義務を課し、また施設の管理の方法及び従業員に施すべき教育の程度等、外客接遇上当然遵守すべき事項を定め、第二に、事業についての報告及び施設、書類等の検査に関する規定を整備し、最後に、施設に関する登録基準を改めたこととあります。

両案は、三月三日提案理由の説明を聴取し、三月十八日本付託となり、四回にわたり質疑を行なつたのであります。

かくて、四月十五日、討論を省略して両案を一括して採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、旅行あつ、旅業法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党久保三郎委員より、自民、社会、民社三党共同提案による、あつせん業者の禁止行為の規定について、悪質旅客に適用され、かえつて混乱を招くことのないよう法の運用を期すべき旨の附帯決議が付けられ、また、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案については、自由民主党山田一委員より、同じく共同提案として、登録ホテル及び登録旅館に対する地方税法の不均一課税の是正並びに融資条件の改善をはかるべき趣旨の附帯決議が付けられたのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第七、労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

労働省設置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實蔵君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔徳安實蔵君登壇〕
○徳安實蔵君 ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案につきましては、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、総合的な研修機関として、労働研修所を本省に設置するほか、本省の定員を六百四十六人増員しようとするものであります。

本案は、二月五日日本委員会に付託され、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月十五日、質疑を終了いたしましたところ、自民、社会、民社三党より、四月一日の施行期日を「公布の日」に改め、定員に関する改正規定は四月一日から適用する旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十三年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その一) 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案 国立教育会館法案

〔参照〕

労働省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員修訂)
労働省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則を次のように改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條の表の改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第八 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第八、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。通信委員長加藤常太郎君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔加藤常太郎君登壇〕

○加藤常太郎君 たいい議題となり、また日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、日本電信電話公社について、新たに一定の関連事業に対する投資の道を開き、その投資を通じて公社業務の公共性の確保をはかり、するものであり、その内容は、公社がその業務の運営上必要がある場合には、政令で定める事業の範囲において郵政大臣の認可を受け、かつ、予算の定めるところにより、公社の委託を受けて公衆電気通信業務の一部を行なうことを主たる目的とする事業、及び公社の公衆電気通信業務の運営に特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資できることを規定したものであります。

通信委員会においては、去る二月七日、日本郵政の付託を受け、慎重審査の後、四月十五日、質問を終了、討論採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 国立教育会館法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第九、国立教育会館法案を議題といたします。

国立教育会館法案
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文教委員長久野忠治君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 たいい議題となり、また法律案につきまして、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、国立教育会館は法人とし、資本金は政府が全額出資し、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上をはかり、もつて教育の振興に寄与することを目的とするものであります。この法人の役員は、文部大臣が任命し、館長一人、理事三人以内及び監事二人を置き、任期は二年といたしております。

本案は、去る二月十一日当委員会に付託となり、二月十二日藤尾文部大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審議を行ないましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知を願います。

かくて、四月十五日、本案に対する質疑を終了し、次いで、長谷川峻君外四名より、本案の施行期日である昭和三十三年四月一日を「公布の日」に改める旨の、自由民主党、民主社会党の共同提案にかかる修正案が提出されました。引き続いて、本案及び修正案を一括して討論に入り、日本社会党を代表して長谷川正三君より反対の討論が行なわれた後、直ちに採決に付し、修正案及び修正部分を除く原案は、それぞれ賛成多数をもって可決、よって、本案は修正議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国立教育会館法案に対する修正案(委員修訂)

国立教育会館法案の一部を次のように修正する。

附則第一條中「昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、」を削る。

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。長谷川正三君。

〔長谷川正三君登壇〕

○長谷川正三君 私は、たいい議題となりました国立教育会館法案につき、まして、日本社会党を代表いたしました。反対の意見を申し述べたいと存じます。(拍手)

まず第一に、本法を提案するに至るまでの経過並びにその取り扱いについて納得しがたい点が多々あるのであります。

すでに皆さま御承知のように、国立教育会館につきましては、去る昭和三十六年度以来、教育関係者の研究あるいは研修の場所を提供することを主たる理由といたしまして、官庁官署の形で、今日までに約六億の国費を投じて

建設を進めてまいりましたものであります。このほどほぼ完成に至りましたので、あらためて本法により、特殊法人国立教育会館を設立し、国が建設した施設の財産を現物出資いたしました。運営費についても一部国庫補助をしない、その運営に当らせようとするものであります。

しかるに、この間一方において財団法人国立教育会館建設協力財団を組織し、教育界から一億、財界から二億の目標を立てて寄付金の募集を行なっているものであります。志ある者から浄財を集め、教育会館の建築工事の進行に伴い、文部省と協議の上、所要の施設、設備を整備し、これを国に寄付するということとは、現行諸法規に照らして直ちに違法だと断ずることはばらばらといたしまして、各地における募金の実態を見ますと、地方自治体あるいは地方教育委員会にこの募金が割り当てられたり、あるいはまた校長会、教頭会等を通じて半強制的雰囲気の中で募金が行なわれていると聞き及んでいるのであります。これは地方財政法の第二條にある「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いさしくその自律性をそとない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。」との定め、あるいはまた、同法第二十七條の三におきまして、今日国民の切実な要求であるために寄付行為等の行なわれがちな高等学校の施設の建設事業費について「住民に対し、直接であると同様であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」と都道府県の責任をきびしく規定した精神に対しまして、政府みずから明らかに

反する施策を行なっていると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

次に、昭和三十六年度以来、本会館を建設する予算支出にあたりまして、繰り返し繰り返し説明された会館の業務、運営の内容と、今回建物がいよいよ上り上がった段階で提案されてまいりました本法案の内容とは、きわめて重要な点について大きな性格の変更を行なっているものであります。

すなわち、昭和三十六年三月十七日の衆議院文教委員会において、時の荒木文部大臣は、山中吾郎委員の質問に答えて、「運営というところは建物の管理、運用ということだけであつて、たゞは教職員研修会を催すこととそれ自体を企画したり、あるいは研修それ自体をみずからの責任においてやってみたり、などということとは考えられない」と明言されておりました。

しかるに、本法案によりまして、教育会館の業務内容について、その第二十条の二項におきまして、教育関係職員などの研究会及び講習会を会館自体が主催することを規定いたしておるのであります。文部大臣の監督下にあるとはいふものの、一応独立した特殊法人教育会館が教職員を集めて研修させるといふのであります。まことに驚くべき本質的性格の変更でございます。

(拍手)たとえ当時と大臣がかわろうとも、このような政府の食言は断じて納得しがたいのでございます。(拍手)

さらにまた、教職員の研修というところにつきましては、本来任命権者の責任と規定されており、地方公務員法あるいは教育公務員特例法あるいは文部省設置法等々の中には、幾多の規定があるのであります。いまだこの教育

会館法に研修会を主催させること、屋上屋を架するごとき規定は断じて必要でございませう。

さらにまた、研修は、本来、地方教育委員会の設置法に明らかなように、憲法と教育基本法の根本精神に立つて各地方地方の実情に即し、自由な雰囲気の中で自主的、創造的に行なわれるべきであります。今回、この法案によりまして、教育会館が研究会、講習会等を主催するというところによつて、これが文部官僚の隠れみのとなり、教育の国家統制への道を開くといひます。

ならば、本法案は断じて一會館の運営云々の問題でなく、日本の文教行政史上重大な結果を来すおそれのある法案といふべきでございませう。(拍手)

本来、教育会館は、当初建設当時の説明のごとく、あくまで教職員の自由な研究あるいは文化の進展に即す各種の研修等のサービスに徹した場所として運営されるべきであります。また、その人事の構成等におきましても、真に信頼のおける民主的配置が必要であり、運営がなされなければならぬと存するのであります。本法案は、これらの点について何ら十分な保障がなされておらないのでございませう。

私は、職前すでに十余年の教職経験を持つておるものでありますけれども、今日、新しい民主憲法のもとにまた二十年を出ないわが国といひましては、あらゆる機会に憲法の精神を国民に浸透させるために配慮をなさるべきであらうと思ひます。特に、教育の仕事は、基本的な人権を根幹とし、主権在民、平和を希求する憲法の高邁な精神を国民の中に深く浸透させる使命を持つております。そのためには、教育

の国家統制、官僚統制への道が少しでも起るならば、再び国民をして大きなあやまちに導くことを考え、いやしくも民主憲法下の国会を構成するわれわれは、細心の注意を払つて、これらの危険を取り除く必要があると存するのであります。

その意味におきまして、本法案はきわめて危険な要素を含んでおることを指摘いたしまして、反対討論を終わりたいと存じます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明
○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、鉱山保安法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。通商産業大臣福田一君。

【國務大臣福田一君登壇】
○國務大臣(福田一君) 鉱山保安法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

労働者の人命の尊重は、申すまでもなく何よりも大切なことであります。このため、政府といたしましては、これまで鉱山の保安の確保につきましてではできる限りの努力を払つてきたところであり、この間において、

鉱山の保安の状況は漸次改善されてきているのでありますが、鉱山、特に石炭鉱山における重大災害の発生はなおもとを断たず、特に昨年十一月、不幸にして三井三池炭鉱におきまして多くの犠牲者を生じましたことは、深く遺憾とするところであります。

政府といたしましては、今後このような大災害を再び繰り返すことのないよう保安監督の強化、保安教育の徹底、保安融資の充実等を中心として鉱山保安行政を一段と強化したのであります。

また、鉱山保安に関する法規につきましては、鉱山における保安の確保の基礎をなすものでありますので、特にその万全を期すべく鉱山保安法の改正及び運用の各般にわたつて各界の専門家からなる中央鉱山保安協議会に慎重な検討をお願いいたしておりましたところ、今回保安管理組織の整備等、当面法改正を要すべき事項につきまして答申を得ましたので、本答申に基づいてこの法律案を提出することといたしました。

改正の第一は、保安統括者制度を新設する等、鉱山における保安管理組織を整備したこととあります。

現行法におきましては、鉱山における保安管理の頂点に立つものとして保安管理者及び副保安管理者の制度を設けておりましたが、これを技術の有資格者に限定しておきます関係上、鉱業所長とその鉱山の保安最高責任者が必ずしも一致しないといううらみが生じてまいつたのであります。

もとより鉱山における保安の責任者は、同時に資金、労務その他鉱業実施の全般の事項についての最高の責任者であることが望ましいのであります。このため、この際新たに保安統括者の制度を設け、鉱業所長、鉱山長等をもつてこれに充てるとし、さらにこれを技術面から補佐するものとして、保安技術管理者及び副保安技術管理者制度を新設し、保安管理者及び副保安管理者制度は廃止することとしたものであります。

改正の第二は、保安監督員補佐員制度を新設して、鉱山における自主的な監査組織を整備したこととあります。

鉱山における自主的な監査組織といひましては、現在保安監督員の制度が設けられておりましたが、災害特に日常発生する事故の未然の防止をはかりましたためには、現場に働く鉱山労働者の保安に関する意見がこの監査機能にさらに十分に反映することが望ましいと考へられるのであります。このことが今回保安監督員を補佐するものとして補佐員制度を新設し、その一人は鉱山労働者の過半数の推薦により選任させることを企図いたしました理由であります。

以上が、この法律案の改正の趣旨であります。また、この法律改正と相まちまして、さらに石炭鉱山保安規則等の関係省令についてもその整備充実をはかり、鉱山保安行政の万全を期してまいるのであります。(拍手)

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。細谷治嘉君。

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。細谷治嘉君。

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。細谷治嘉君。

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。細谷治嘉君。

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。細谷治嘉君。

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。細谷治嘉君。

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。細谷治嘉君。

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。細谷治嘉君。

〔細谷治嘉君の質疑〕

○細谷治嘉君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました鉱山保安法の一部を改正する法律案について、池田総理大臣並びに福田通産、大橋労働両大臣に對しまして若干の質問を試みたいと思ひます。私の質問は、統計及び現在までの経験に基づいた具体的な点についてでありますので、しかも事柄が直ちに人命に關係するものだけに、誠意をもつて具体的に答弁されるように希望してやみません。

昨年十一月九日、期せずして同じ日に起こりました三井三池の悲惨な災害は、一瞬にして数百名の人命を奪ひ、国民に大きな衝撃を与えたのでございませう。そして當時は、鳴りもの入りで人命尊重が叫ばれたのでありますが、時日が経過するにつれて、世の関心は薄らぎ、見るべき対策も講じられないうまま現在に至つておることは、まことに遺憾と申さなければなりません。

しかも、特に指摘しなければならぬ点は、あの事故以後上導、日炭高松炭鉱の爆発、常磐炭鉱の落盤等、依然として各地の生産現場でとうとうと人命が失われ続けているばかりでなく、さらに交通網によつて奪われる人命、傷つく人たちのあまりにも多いという事実でございませう。このような事態は、諸外国に全くその例を見ないところでありまして、国の人的、経済的損失はけだしばく大なものと申さなければならず、まさしく日本の恥辱といふべきでございませう。

申すまでもなく、国民の生活と健康を守ることは、政府の最大の責任である

ります。いまこそ思いを新たに、池田内閣は責任の重大さを痛感し、一切の施策に先んじて人命擁護と人命尊重の対策を急速に確立し、強力に推進すべきときと存じます。この点に關する池田総理の決意のほどをまずお伺ひいたします。

なぜ災害が頻発するのか、その原因は一体どこにあるのか、私は至るところの職場で進められておる過酷な合理化と保安を無視した増産体制とが労働者の頭上に雙いかかり、一方的に強行されているからだと考えざるを得ないのでございませう。例を炭鉱にとつてみますと、合理化が施行された昭和三十年を基準とした場合、昭和三十一年は労働者数が約十二万人も減少しているにもかかわらず、災害回数、罹災者数ははいずれも増加し、稼働延べ百万人当たりの災害率は約一七〇と極端な上昇を示しておるのであります。このことは、首切りの強行、労働強化、労働条件の切り下げ、経費の節減、労働者の権利剝奪という一連の石炭資本の合理化が根本的な原因でございませう。坑外夫を坑内夫に、坑内では間接夫から直接夫へ、直接夫では仕繰りから採炭夫へと、一連の移動が保安を無視して一方的に行なわれ、出炭量と能率の向上にのみ集中したことを雄弁に物語つていと申さなければなりません。したがひまして、炭鉱の合理化が炭鉱災害の続発を生んだと申しても過言でなく、また、労働者を人間として否定し去り、トン当たり幾らと計算しているのだとさえ申すことができるのでございませう。災害は忘れたころに起こるといわれますが、起こるべくして起こっているのが現況でございませう。にもか

かわらず、政府は手をこまねき、資本のなすがままにまかせており、いな、むしろそれをバックアップしているかのごとき結果となつておることをまことに遺憾に思つてございませう。

災害防止の出発点は、まず、このような政府の姿勢と政策を正すことにあります。生産よりもまず保安、利潤よりも人命、そして保安とはただ単に災害防止だけでなく、進んで予防策を講じ、職場はむろんのこと、一般国民すべての健康保持、公害の撲滅へと発展させなければならぬのであります。これらの点につき、総理並びに關係大臣の所見をお伺ひいたします。

第三に、法律案は中央鉱山保安協議会の第三次答申をうのみにしたにすぎず、きわめて形式的かつ不十分なものに申さなければなりません。国会は、過去数回にわたつて本法の抜本的改正を決議しているにもかかわらず、それが取り入れられておらず、国会監視というべく、まことに遺憾でございませう。現行法はきわめて抽象的で、作業場所の状態、諸施設の基準等は、あつて規則に譲り、技術の進歩、状況の変化に對した生きた運営ができない仕組みになつておるのでございませう。

一例を炭坑の種類別にとつてみても明白でございませう。すなわち、昭和三十三年から三十八年までの六年間の統計によりますと、ガス爆発の発生件数が、甲種炭坑三十五に對し、乙種炭坑は二倍以上の七十三件となつておるのであります。この事實は、種別基準が実態に即しておらず、運営そのものもまた不当であることを証明しておるのであります。鉱山保安法の抜本的改正とはこの点にあり、これを抜きにして実効

を期することは不可能であります。法律ではきわめて抽象的、皮相的な点のみを規定し、重要な諸点はすべて規則に譲り、政府と炭鉱資本のアベックで基準をきめ、これを運営してまいつたところに災害の根源があると申すことができません。(拍手)この際、実情に即した新基準の設定と基本的事項を規則から法律へ移し、科学的運営と管理を行ない、真に保安が確立し、人命が尊重されるよう強く要望するものであります。閣僚大臣の決意のほどをお尋ねいたします。

第四は、監督機構の充実と労働者の保安体制への参加であります。従来の実例を見ますと、保安上心配な点が監督官庁によつて指摘されていたにもかかわらず、これが輕視、実行されず、大災害を生んでおるのでございませう。本来、保安は事業主が責任を持つて自主的に実行すべきでございませうが、実行されておらないところに問題がございませう。したがつて、人命を守るため、保安監督機構の整備充実が喫緊の急務といえるのであります。この点に關し、三十九年度予算は現状維持そのものであり、政府の熱意の不足とともに、責任まことに重大と申さなければなりません。

この際、私が特に主張したい点は、実際の経験を有し、しかも自分の生命をみずから守らなければならぬ労働者の切実な意欲を生かすことだと信じます。法律案では保安監督員補佐員制度が新設され、鉱山労働者の中から一人が参加することになつておりますが、なおきわめて不十分と申さなければなりません。保安監督の強化と、被害者たる労働者代表が主体となるよ

う制度化することがきわめて大切だと存じますが、この点に關し、關係大臣の見解を具体的にお尋ねいたします。

第五は、労災補償の拡充でございませう。まず災害によつて不幸死亡した者は、遺族補償として法によつて千日分と定められているのでありますが、金額にしてきわめて少額な人が多いのでございませう。とうとう人命の補償としては、まことに少額であるばかりでなく、他の災害、事故との間に不統一と不公平が存在していると考えられるので、早急に実情にマッチした抜本的改正を要望いたしますのでございませう。

さらに、一酸化炭素中毒等のおそるべき後遺症に對しましては、ただ単に外見だけでなく、夫婦生活にも深刻な影響を持つことに思ひをいたし、医学上の対策はもちろんのこと、生活保障上万人の保護対策を講ずべきだと考えますが、これらについて主管大臣の方針をお尋ね申し上げます。

最後は、保安行政の一元化についてであります。生産と保安とが不可分の關係を持つことは当然でございませうが、それは、あくまでも完全な保安体制が前提でなければなりません。現在のごとく保安を離れた生産を断固排除する有効な手段は、保安行政の一元化にあると存じます。資本と担当官庁のアベックや、保安の最終監視をゆるがせにしないために、保安と生産を一括して担当するやり方を改め、労働災害の主務官庁である労働省に一元化し、責任の所在を明確にすることは、急を要することだと思ひましたのであります。そうして、この上に立つて、恒久的な人命尊重に立脚した各種災害根絶のための対策樹立と必要な財源措置を

講ずるため、政府内に総合的な機関、または安全対策についての関係閣僚会議を設置し、前向きに、積極的に保安問題と取り組むべきだと存じます。

以上について、総理並びに関係大臣の所見をお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

人命の尊重は、政策を越える大事な質問でございます。したがって、われわれはあらゆる努力をし災害を防止しなければなりません。たとえば、例をとって鉱山保安について申し上げても、生産に熱中して保安を忘れるならば、生産がくずれてしまふということ、あらゆる鉱山災害の事例が示すとおりでございます。だから、われわれは、生産よりも保安を主体にして、その上の生産増加をはかるということ、過去の経験からいって、当然行なわなければならない問題だと考えておるのであります。

次に、保安の行政についていろいろ御意見がございました。従来、鉱山保安について、通産省がやるべきか、あるいは労働省に移すべきか、いろいろ議論がござりますが、お話をとおして、鉱山行政につきましては、生産と保安一体でございます。われわれは、通産省あるいは労働省が主になりまして、この鉱山保安につきましても万全の策を講ずるよう努力していきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。

保安法の抜本的改正をはかるべきであるということでございますが、われわれは、御趣旨に沿ひまして、いままで、中央鉱山保安協議会において、労使双方並びに公平な第三者も加えて十分討議を尽くしていただきまして、今回提出いたしましたような改正が至当である、こういうような答申がございましたので、その答申に基づいて、今回、保安管理組織その他に関する改正案を提出いたしておるような次第であります。

なお、山はいろいろ大きさが違つたり、あるいはまた、採炭の方法等もいろいろ違つたりいたします。そういうようなことからいって、炭じん関係の規制であるとか、その他いろいろの問題は、その鉱山ごとにこれを処理していくほうが、流動性があり、実効が上るという意味で、鉱山保安規則に相当部分が譲られておることは、こういう実情からいって存することをお願いする。解を賜わりたいと存するのでござい

ます。なお、労働者の意見をいゆる保安の面において十分尊重しなければならぬという御趣旨でございます。そこで、今度のもつともでございます。そこで、今度には保安監督員補佐員制度を新たに設けたような次第でございますが、今後とも、われわれとしては、この保安と生産の問題につきましては、労働省とも連絡をとりつつ、一そう生産と保安が両々相まって鉱山関係がその仕事を十分に伸ばしていけるように努力をいたしたいと考えております。(拍手)

〔政府委員蔵内修治君登壇〕

○政府委員(蔵内修治君) 鉱山保安の一元化につきましては、すでに総理よりお答えを申し上げたとおりであり

ますが、当面、労働省といたしましては、鉱山保安法五十四条に基づく監督権を活用いたしてまいる所存でございます。その際は、必要に応じ労働基準監督官が坑内に立ち入り調査を行なえる、さらに、その際には鉱務監督官はこれに協力する、このような了解を通産省との間に取りつけましたので、当面これをもって活用してまいりたいと思っております。

それから、労災保険のうち遺族給付についてのお尋ねがございましたが、遺族給付については平均賃金の千日分といたしました規定は、制定以来すでに十年余りを経過いたしております。そのために現実にはそぐわないという御批判がございまして、ただいま労災保険審議会において検討をお願いしてございまして、結論を得次第、善処いたしたいと思ひます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

赤澤自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言

○議長(船田中君) 自治大臣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況について発言を求められております。これを許します。自治大臣赤澤正道君。

〔国務大臣赤澤正道君登壇〕

○国務大臣(赤澤正道君) 地方財政法第三十条の二の規定に基づきまして、昭和三十一年度の決算を中心とした地方財政の状況を御報告申し上げます。

昭和三十一年度の地方財政の純計決算額は、歳入二兆九千八百二十九億円、歳出二兆八千八百七十四億円であります。前年度と比べますと、歳入において四千七百十三億円、歳出において四千九百六十三億円増加しております。

次に、昭和三十一年度決算における実質収支は五百三十六億円の黒字であります。この実質収支を黒字団体と赤字団体とに分けますと、地方団体の八・四％に相当する三千百団体が黒字で、その黒字額は六百九十五億円で、一・六％に相当する四百六十六団体が赤字で、その赤字額は百五十九億円であります。

歳入のおもなもののついて申述べますと、地方税一兆五百六十七億円、国庫支出金七千八百一十一億円、地方交付税四千八百七十四億円の順であります。が、地方税、地方譲与税及び地方交付税を含めた一般財源の総額は一兆五千七百四十九億円で、その構成比は五二・八％となっており、前年度より若干低下しております。

次に、歳出のおもなもののついて申述べますと、教育費七千七百六十七億円、土木費五千六百五十九億円、庁費三千九百七十億円の順となっておりますが、これを性質別に分類しますと、人件費は九千九百六十九億円で、通建設事業費は八千六百八十億円で、この両者が歳出総額の約三分の二を占めている状況であります。

昭和三十一年度の地方財政は、前年及び前年度前半における景気調整の影響を強く受けて、地方税収入等が伸び悩み、財政規模の増勢基調は鈍化しました。

たが、一方経済の高度成長による旺盛な公共需要に迫られて、歳出の増加率は前年度に引き続き歳入の増加率を上回ることとなりました。

この決算から見ますと、昭和三十一年度の地方財政には、次のような特徴が見受けられます。

まず第一は、財政規模の増加率が鈍化したこととあります。財政規模の増加率は、歳入において一八・八％、歳出において二〇・八％となり、前年度に比べますとその増勢が鈍化しております。

第二に、投資的経費は引き続き増大していることとあります。道路、橋梁等の産業基盤施設、高等学校等の文教施設、及び住宅、清掃事業等の生活環境施設等の公共施設の整備充実が推進されており、普通建設事業費の増加率は、前年度に引き続き著しい伸長を示しております。

第三に、公営企業等の特別会計に対する繰り出し金は、引き続き増大する傾向にあることとあります。

第四には、税収入が伸び悩んだこととあります。歳入の柱である地方税及び地方交付税につきましては、景気調整及び税制改正の影響を受けたため、その増加率はいづれも前年度を大きく下回っていることとあります。

第五には、財政収支が悪化していることとあります。地方財政の収支面につきましては、さきに述べましたように、前年度に比べ、歳出の増加率は歳入の増加率を著しく上回ったことによりまして、昭和三十一年度決算の単年度収支は百二十八億円の赤字となっております。

昭和三十一年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その一) 地方財政法第三十条の二の規定に基づく川村義君の質疑

六九〇

最後に、財政構造の弾力性は、前年度に比べ減少していることであり、これは地方税などの伸び悩みによる、一般財源の比重は前年度より低下しました反面、人件費、扶助費等の義務的経費に充當された増加一般財源の比率は、前年度を著しく上回ったことによるものであります。

次に、公営企業につきましては、事業の実施要望が逐年強くなつてまいっており、その事業数は急速に増加いたしてありますが、コスト上昇その他の原因によりまして、経営状況は遺憾ながら悪化の傾向を強めております。三十八年度の財政事情はまだつまづきからかではありませんが、最近の地方財政は、国民福祉向上のため、逐年増大する行政需要を充足しながら、国及び地方の財政健全化の努力と経済の高度成長にささえられて、おおむねその収支の均衡を保持してまいりましたが、今後におきまして、行政水準の引き上げ、地域開発の促進、地域格差の是正などの要請は引き続き高まつていくものと考えられ、さらに、公営企業等の普通会計に対する財政依存度が強まっている等によりまして、地方財政全体としての健全均衡の保持につきましては、国、地方を通じて、さらに一層の努力が必要であると考えられます。

以上、簡単でございますが、御報告の要旨にかえさせていただきます。(拍手)

地方財政法第三十条の二の規定に基づき地方財政の状況報告について、の発言に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に對して質疑の通告があります。これを許します。川村義君。

○川村義君 私は、日本社会党を代表し、ただいま報告されました地方財政の状況に關しまして、總理並びに關係閣僚に對し、若干の質問をいたしたいと存じます。(拍手)

地方財政の状況報告の内容とするものは、昭和三十一年度決算に基づく地方財政の概況及び地方公営企業決算の状況並びに昭和三十一年度、昭和三十一年度地方財政計画の集録であります。

政府は、地方財政計画の策定にあつては、この三十三年度に公共投資の充実と地方行政水準の向上、地域開発の促進と地域格差の是正、地方財政秩序の確立を強調いたしておりますが、はたして政府は、その方針に適合する所々の財政措置を講じているかどうか。この報告の示すところによれば、健全な地方財政はそこなわれ、地方財政の運営は逐年苦境に立たされつつあります。白書と銘打って国会に提出される報告書であれば、ただ単に決算額を並べ立てるだけでなく、少なくとも財政運営上の欠陥、行政経費財源の道、不適等を積極的に、率直に報告し、地方財政の健全化を促進し、住民の福祉を向上する方途を明確にすべきであります。しかるに、この報告はそれらが全く等閑視されておるのであります。おどろか、検討すべき課題ではないかと思ふのであります。

そこで、私がお尋ねいたしたい問題は、政府の地方財政施策についてであります。

昭和三十一年度普通会計の決算状況を見ますと、一つには普通建設事業、投資的経費の増加が著しいのであります。それは高度経済成長政策により著しく立ちおくれることとなつた社会資本充実の需要に迫られての結果であります。二つには、特別会計に對する繰り出し金の増大が目立つております。三つには、財政収支が単年度百二十八億の赤字となつたことが特徴であります。したがって、その財政構造において、一般財源の歳入総額に占める構成比は低下いたしまして、財政構造の弾力性を減少させているばかりでなく、単年度収支百二十八億の赤字を出したことは、前年度十五億の赤字であつたことと比べて、一つの危険信号であると思はれるのであります。おそれ、昭和三十一年度決算においても同様の結果を生ずるでございましょう。な

ぜならば、政府の高度経済成長政策は、あらゆる社会不安を生み出しているばかりではありませんか。地方行政水準の向上、地域格差の是正という地方団体の願望に便乗した資本擁護の公共投資におちいり、そのための財政負担を地方団体に大きくしお寄せしているからであります。(拍手)たとえ昭和三十一年度決算に見る普通建設事業費八千六百七十九億七千万円の財源、国庫支出金は二千三百九十九億六千万円ではありませんが、このことは、災害復旧補助事業、失業対策事業の投資的経費全般について、さらには生活保護費等の義務的経費についても同様で、補助額、負担額の少ないことを指摘せざるを得ないのであります。政府はこの財政負担の実情をどのように考えているのか。このような現状が地方財政運

営の弾力性を減殺し、地方財政の自主性をそこね、地方自治をゆがめていくことは明らかであります。地方財政法の趣旨にも反する政府の責任だといわざるを得ないのであります。まず總理の御所見を承りたいと思ふのであります。(拍手)

このことに関して、一昨年度地方制度調査会は、保健所経費など、各種の国庫負担金、国民年金取り扱い事務費等にかかる国庫委託金の交付の実態について調査いたしました結果、ほとんどすべてにわたつて多額の超過負担支出を地方団体が行なつておることが判明いたしましたので、国庫負担金等の基本額算定が過少であるとして、改善についての答申を行なつております。また、全国市長会をはじめ地方公共団体は、国庫補助負担金制度の改善に関する意見書を提出して、政府の善処を求めているのであります。政府はこれらに對してどのように対処してきたか、具体的に大蔵大臣並びに自治大臣から御答弁をいただきたいと存じます。

お尋ねいたしたい第二は、財政秩序を正しくするという点についてであります。

このことも地方財政運営の重点としてうたつてはおりますけれども、現実には全く無視され、財政秩序の乱れは正されそうにもないのが現状でございます。

その一つは、国の機関設置にあつて、その所要経費の一部を寄付金の形で地方公共団体に負担せしめたり、建物用地を無償提供せしめたりしている問題であります。その顕著な事例が、御承知のとおり国立高専の建設であります。昭和三十一年度着工の高専施設

費予算一校当たり一億二千万円でありまして、敷地買収費は予算化されておられません。A高専の場合、住家補償、水道工事、土地買収費等一億七千万円の地元負担を必要としているのであります。一体どうしようということであるか。昭和三十一年開校の国立高専についても同様であります。本年度開校分についても同様であります。

地方財政法、地方財政再建法を無視して、あえてこのような措置を推し進めるといふことは、地方制度調査会が指摘するがごとく、それが特定の地域に恩恵を与えるものであるという旧來の考え方に支配されて、国家的視野に立つて任務を適正に執行するという配慮が欠けているからであり、十分な予算措置を講じていないからであります。文部大臣は一体どのような見解をお持ちになれるか、お聞きをいたしたい。(拍手)寄付行為は地元民の熱意のあらわれであるなどという弁解は許されません。大蔵大臣はなぜ予算措置を講じてやらなかったのか、お聞きをいたしたいと思ひます。

本日、ただいま議決されました国立教育会館法案の反対討論にあたつて、長谷川議員よりも指摘いたしましたところでありまして、文部省は、本年国立教育会館を建設するにあつて、その資金として全国の学校長、教頭らに對して半強制的寄付を求めております。さらに府県市町村に割り当て寄付を求めているのであります。その総額二億五千万円というのであります。地方財政の秩序を正すことが地方財政健全化の根本でなければならぬが、自治大臣はこのような法令違反行為を容認しているのかどうか、いない

とするならば、どのような措置をとつたか、示してもらいたいと思ひます。

その二つは、地方団体間相互の問題であります。地方財政法は、地方公共団体間の経費負担区分を乱すことのないよう定めをいたしております。しかし、これまた各種施設の建設に際して、県が市町村に全部または一部を負担せしめたり、市町村が公費支弁すべきものを住民に寄付金等の形で負担を転嫁する事例が少なくありません。その顕著なものが高校急増建設費であります。この財政状況報告によれば、昭和三十七年度決算高校建設事業費は五百六十二億円で、同年高校急増整備計画二百十二億と比較するとき、政府の財政的無策があまりにも露骨であります。このことが府県財政を大きく圧迫し、市町村や住民に転嫁した額が七十六億にのぼると推計されるのであります。高校建設に限らない、法令外住民負担は三百億にのぼったのであります。いわゆる税外負担解消に対する自治大臣の具体的対策をお聞きいたしたいのであります。

第三の問題は、国民健康保険についてであります。昭和三十七年度の状況によれば、国民健康保険は加入世帯の九一％は四十万円以下の所得階層であり、被保険者総数の八七％を占めております。しかも、一世帯国民健康保険税平均負担額は四千五百七十五円で、一部負担金を含む実負担額は政府管掌並びに組合健康保険のそれよりも高額になっておるのであります。国保会計はいずれの市町村も苦しい経営状況でありまして、実施全市町村の五七％に当たる市町村が、一般会計から国保会計に持ち出しをしているのが現状であります。

ります。その額は六十億に達しているものであります。厚生大臣はこの実情を一体どう見るのか、やむを得ない事情だと判断をしているのか、所見をお聞きしたいのであります。私は、大半の責任は保険行政及び療養給付の負担率に基因するものであると思ひますが、どうでありますか。政府は、本年度一月より家族七割給付を実現しようとしたのであります。これ以上被保険者に高額な国保税を負担せしめたり、地方財政を圧迫したりしない自信と見解を持っておられるのかどうか、大臣の見解をあわせてお聞きいたしたいのであります。

次に、この際、大蔵、自治両大臣の見解をお聞きしておきたい。すなわち、以上お尋ねいたしました問題を含め、また、地方公営企業会計をはじめ特別会計に対する普通会計からの繰り出し金の増加は、地方財政運営の健全な姿ではありませぬ。地方行政における財政需要は、地域開発の事業費をはじめ各種の事業費及び行政経費等、逐年必然的に増加いたします。したがって、一般財源の充実をはからなければ、地方財政は全く硬直してしまふ結果となりまして、地方自治は破壊されるのであります。一般財源の充実は急務の問題であります。そのため適切な財政措置をとる用意があるかどうか、お聞きをいたしたいと思ひます。その措置の一つとして、地方交付税率を改定増額する考えはないのかどうか、両大臣の見解をお聞きいたしたいと思ひます。

最後に、総理に重ねてお聞きをしておきたいと存じます。

地方財政の状況は、この報告の示すとおり幾多の問題をかかえております。言うまでもなく、地方自治を守るためには地方財政が健全でなければなりません。産業経済の発展も、国民の福祉向上も、国の財政施策同様、地方行政においては考えられませぬ。毎年度地方財政計画を策定する政府の責任は実に重大だといわねばなりません。しかるに、政府は、毎国会、予算審議半ば過ぎに地方財政計画を国会に提示しております。あまりにも無責任ではな

いかと思ひます。私は、地方財政歳入歳出の見積りも基本となる地方財政計画は、国家予算と同時に予算委員会に付託して、国会の審議に付すべきだと考えているのであります。が、次期国会からそのような手続をとるお考えはお持ちでないかどうか、総理の所見をお聞きしておきたいと存じます。以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣池田勇人君登壇】
○国務大臣(池田勇人君) 地方財政事情につきましては、各般にわたり御質問がございましたが、特に私に対する御質問は、地方財政の現状が非常に悪化しておるのではないかと御質問でございます。

すでに御承知のごとく、昭和三十三年、三十四年、三十五年までは、相当地方財政も心配する状況でございましたが、最近の国家経済の伸展に伴いまして、国の財政も地方財政も、おおむね健全に推移しておると考えております。(拍手)ただ、昭和三十七年度におきましては、御承知のとおり、引き締め計画によつて歳入が思はずほどふ

なかつた反対に、給与の引き上げが相当影響いたしました。そうしてまた、給与以外におきまして、お話をうに、道路、港湾、特に新しい高等学校の整備のために歳出が非常にふえたといふ、ある程度一時的現象があるのでございます。しかし、全体といたしましては、私は地方財政の健全性は変わつていないと考えております。したがしまして、今後におきまして、政府は地方財政の自主的かつ健全な運営をいたすよう助長していく考えでございます。

第二に、財政につきましては、地方財政の健全が必要であると同時に、国の財政も健全でなければなりません。地方ばかりよかつたのではいけません。国と地方両方とも健全でなければならぬのであります。しこうして、御質問の、地方財政計画を国会の予算委員会で審議すること、は、いかにがなかと思ひます。これはよほどお考えにならないければいけません。ただ、地方財政というものは、その規模において、また、国の財政との関係において、国の予算を審議する場合に、地方財政計画を参考として考えることは当然でございますが、国会の予算委員会においてこれを審議するということは、私はにわかに賛成できないのであります。(拍手)ただ、地方財政計画を早く出せ、こういふお話をございまして、これは国の予算がございましてから後に、その予算の内容において、いわゆる国が補助金を出す、あるいは社会保険、公共事業等におきまして国の予算がございまして、それから各地方団体がそれによつて補助率、単価等をはき出すのでございますか

ら、おくられてくるのはやむを得ない。もちろん、急いで出すようにはいたしますが、そういう関係があることを御了承願ひたいと思ひます。

他は、関係閣僚より答弁させます。(拍手)

【国務大臣田中角榮君登壇】
○国務大臣(田中角榮君) 私に御質問の第一点は、地方制度調査会等からの答申によりまして、地方財政健全化のためにどのような改善策をとつたかというところでございます。この問題につきましては、三十九年度の予算編成にあたりまして、公立小中学校校舎の単価を引き上げております。工業高校建物等の単価も五・五％程度引き上げておるわけでござい

ます。公営住宅においてもしかりでございます。農業改良普及員等の給与の改定、保健所職員等の問題もこの線に沿つて改善をはかつておるわけでござい

昭和三十一年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その二)

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言に對する川村義典君の質疑
野田總理府總務長官の觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光政策についての發言
六九二

公共団体及び設置期成同盟会等の無償借用というふうなもので、この国立高専の用地費を計上しなかつたわけでございます。これをもち、税外負担を強化したり、また地方公共団体の財政を圧迫しているという考えには立つておらないわけでございます。

第三は、地方交付税の、三税の二・八・九の相当額を充てることになつておるものを引き上げる考えはないかというところでございます。

これは何回も御議論になつておるわけでございますが、御承知のとおり、地方交付税の率は国税三税の二・八・九となつておりますが、この制度のたてまは、地方交付税法第六条の三に規定するところ、普通交付税の額が地方団体ごとに積み上げた財源不足額の合算額に比し、引き続き著しく異なるるときという場合に、地方行政制度の改正ないし交付税率の変更を行なうという基準があるわけでございます。

御承知のとおり、地方財政の現況は、数年前に比しまして著しく良好な状態にありますので、現在の状態において、この二・八・九を改正する考えはございません。(拍手)

〔國務大臣赤澤正道君登壇〕
○國務大臣(赤澤正道君) お答えいたします。

最初に、一昨年十月の地方制度調査会の答申で、財政秩序の適正化、国庫負担基本額の改善策が答申されたし、また知事会その他から国庫負担の改善方について意見書が提出されたが、どう対処したかという御質問でございます。

財政秩序の適正化につきましては、昨年地方財政法の一部改正をして、最も問題とされていた都道府県立の

高等学校について、この四月一日からその建設費を地元市町村に負担させることができないことにしました。また、住民に對する負担の軽減をしてはいけない。先ほど、非常な税外負担があつて困つておるのだがというお話でございましたが、それに対して必ず必要な財源措置は一応とつた次第でございます。基準財政需要額に算入したものは三十六億円でございまして、

国立高専につきましては、その敷地について、地元から提供を求めるような場合におきましては、他の適当な国有地と交換するなどの方法をとることとしたしております。

次に、国庫補助負担金の基本額の改善については、本年度において、公立文教施設、公営住宅などについて、一部補助負担対象、補助負担率の合理化をはかつております。なお、昨年末補助金等合理化審議会の答申が出されました。昭和四十年以降において補助金制度について種々の角度から改革が行なわれる機運にありますので、これらの問題についても、今後その一その改善、合理化について努力してまいりたいと考えております。

最後にお尋ねになりました、地方団体が非常に窮乏しているわけで、地方交付税の税率を引き上げるべきではないかという御質問でございましたが、これにつきましては、大蔵大臣が詳細に御答弁申し上げましたので、私から触れません。(拍手)

〔國務大臣尾崎弘吉君登壇〕
○國務大臣(尾崎弘吉君) お答えいたします。

まず、国立高等専門學校に關連した問題でございます。

従来、御承知のように、国立高等専門學校は、それぞれの地方の非常な熱望にこたえて設置されたものでございまして、当該地方の住民に多大な便益を及ぼすものと考えますが、しかし、地方財政法等の關係もございまして、現在文部省といたしましては、校舎敷地等につきましては、自発的な地方有志の申し出にかかる寄付を受ける場合を除き、地方公共団体から寄付させたり、あるいは不当な寄付金を地方住民に割り当てるというふうなことはいたさないつもりでございます。なお、可能なものにつきましては、国有地との交換等により取得する方法も推進したいと考えております。また、校舎等の建築費、設備費、運営費等につきましては、所要の予算措置を講じているのでございます。

次に、国立教育會館に關する寄付金の問題でございます。

教育界及び財界の有志の間で、国立教育會館の建設に協力し、その促進をはかる趣旨の募金が行なわれているのでございますが、この募金は、もとより關係者の自発的な発意によるものでございまして、市町村等に強制的に寄付金を割り当てるようなことはないと存じております。

第三に、高等学校の急増對策關係の御質問でございます。

高等学校生徒急増對策につきましまして、すでに御承知のように、国が全体計画を策定いたしまして、所要財源については、国庫補助金、地方交付税及び地方債を確保してまいつたところであります。この計画は、必要な一定基

準までの施設の整備を目的として策定されたものであり、計画と現実の事態に多少の誤差があるのはやむを得ませんけれども、この計画における事業量は本年度も既定計画どおりといたしましたが、建築費及び構造比率等につきましては、実情に即して改善をいたしました。また、父兄の負担を軽減するというところにつきましては、従来から努力しているところでございまして、高等学校の建築事業費につきましまして、住民にその経費の一部を負担させているというふうな事実がこれまでございました。このようないふことは、財政秩序の観点から好ましくございませんので、さきに地方財政法を改正して、本年度からこれを禁止いたしましたのであります。これにあわせて、政府としましては、地方交付税による財政措置について、校舎建築費を中心としたような次第でございまして、(拍手)

〔國務大臣小林武治君登壇〕
○國務大臣(小林武治君) 國民健康保險財政につきましましては、逐年政府負担等を増加いたしましたので、漸次好転しておることは御承知のとおりであります。しかし、昭和三十一年にもなお五十五億円の繰り入れがあつたといふことは事実であります。これらの問題につきましては、御承知のとおり、従来国庫負担が二割であつたのを、三十七年には五分ふやしたのでございまして、また三十八年には、医療費の地域差撤廃、あるいは九万円以下の所得の方の保険料の減免税、また世帯主の七割給付による保険負担の四分の三を補助する、こういうふうな方法によりまして、昭和三十一年には約八

十億の補助金を出すということになりました。現在では国庫負担が三・五割ということに相なつておりますので、これらの問題が相當に好転するものと思つてございまして、なお、昭和三十一年度におきましても、来年一月から家族の給付を七割にする、四分の一について七割にするということにつきましても、その保険負担の四分の三を補助するということと同時に、三十一年度では國民健康保險の手数料を一人につき十五円上げた、こういうこともございまして、手数料の問題につきましても、その不足をしておる、こういう問題はないおぼしめをして、こゝろ問題なければならぬ、これらの漸次改善を講じておりますので、保險財政は漸次好転するものと、かように考えております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

野田總理府總務長官の觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光報告及び昭和三十一年度觀光政策についての發言

〔議長(船田中君) 總理府總務長官から、觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光報告及び昭和三十一年度觀光政策についての發言

○議長(船田中君) 總理府總務長官から、觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光報告及び昭和三十一年度觀光政策についての發言

○議長(船田中君) 總理府總務長官から、觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光報告及び昭和三十一年度觀光政策についての發言

○議長(船田中君) 總理府總務長官から、觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光報告及び昭和三十一年度觀光政策についての發言

○議長(船田中君) 總理府總務長官から、觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光報告及び昭和三十一年度觀光政策についての發言

○議長(船田中君) 總理府總務長官から、觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光報告及び昭和三十一年度觀光政策についての發言

○議長(船田中君) 總理府總務長官から、觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光報告及び昭和三十一年度觀光政策についての發言

○議長(船田中君) 總理府總務長官から、觀光基本法に基づく昭和三十一年度觀光報告及び昭和三十一年度觀光政策についての發言

昭和三十一年度観光の状況等に関する年次報告は、観光基本法第五条第一項の規定に基づいて政府が国会に提出する報告書で、同法が昨年六月二十日に公布施行せられましたため、今回が第一回の報告であります。

内容は、「第一部 観光の状況」と、「第二部 観光に關して講じた施策」から成り立っております。第一部におきましては、まず国際観光に關し、国際観光市場に大きな比重を占めるアメリカとヨーロッパ諸国の観光政策の状況に觸れ、アメリカにおいてドル防衛策の一環として観光政策の転換が行なわれたこと、ヨーロッパにおいて、OECD加盟諸国が強力な外国人旅行者誘致政策を実施していること、及びわが国への来訪外客数の増加率が若干鈍化傾向にあること等につきまして述べ、今後わが国の国際観光を振興するため、なお一層の努力が必要であるといはしてあります。

次に、国民の観光旅行について、国民所得の向上、消費構造の高度化等により、国民旅行の増加傾向が著しいこと、並びに外客の誘致、受け入れ体制、観光資源及び観光関係施設の現況等を述べています。

「第二部 観光に關して講じた施策」におきましては、政府が観光に關して講じた国際観光の振興のための諸施策、たとえば国際観光振興会の海外宣伝網の形成、出入国手続の簡素化に關する施策等の外客の来訪の促進に關する諸施策、ホテル及び外客向け旅館に対する金融面の助成、並びに外客向けみやげ品に対する免税指定品目の追加等、外国人観光旅客に対する接遇の向上に對する施策につきまして述べ、次

いで、観光旅行者の保護、家族旅行その他国民大衆の観光旅行等を容易にするための国民宿舎、国民休暇村、ユースホステル等、低廉かつ清潔な施設の整備に關する施策等について、昭和三十一年度を中心とし、必要に応じて若干それ以前の施策についても触れた次第であります。

次に、「昭和三十一年度において講じようとする観光に關する政策」は、観光基本法第五条第二項の規定に基づき、三月十三日観光政策審議会の意見を求めましたところ、異議のない旨の答申を得ましたので、主要なる内容を次に御報告いたします。

政府が昭和三十一年度の観光に關する政策を講ずるに際しては、外国人観光旅客の来訪の促進、外国人観光旅客に対する接遇の向上、観光旅行者の利便の増進、観光資源の保護育成及び開発等のそれぞれ施策を講ずることにより、国際観光の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の繁榮の緩和等、国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与することを政策の基本目標としてあります。

まず、国際観光の振興をはかるための政策の主要なもの、

一、外国人観光旅客の来訪の促進をはかるため、国際観光振興会の海外観光宣伝活動、外務省の本邦事情の広報活動、日本貿易振興会の海外宣伝活動等を強化する。

二、航空輸送力を強化して、オリンピック東京大会時における輸送力を確保するとともに、国際競争力の強化をはかる。

三、外国人観光旅客の出入国に關する措置を改善するため、出入国審査事

務の充実強化、旅具検査場の整備拡充、検疫事務の迅速化をはかる。

四、外国人観光旅客に対する接遇の向上を期するため、観光みやげ品の品質の改善、ガイドの必要数の確保、旅行のあつせん業を営む者のサービスの向上等をはかることとしてあります。

次に、観光旅行者の保護及び観光に關する施設の整備等をはかるための政策の主要なもの、

一、観光旅行の安全の確保を期するため、観光地における環境衛生施設の整備、食品衛生対策をはかることも、不当な営利行為の防止策を強化する。

二、国民大衆の観光旅行の容易化をはかるため、低廉な料金で利用できる国民宿舎、国民休暇村、ユースホステル等の整備を行なうとともに、貧困家庭の児童生徒のために、特に修学旅行費の援助を行なう。

三、観光基盤施設の整備をはかるため、大都市観光地及び観光地間を連絡する経路につき、道路、空港、鉄道等の整備を行なう。

四、観光資源の保護育成及び開発をはかるため、自然公園、都市公園、文化財等の整備を行なう。

五、国土美化等に關して、自然公園等の美化をはかることと、新生活運動の一環として国土美化運動を推進することとしてあります。

また、観光行政に關する組織の整備及び運営の改善に關することとして、厚生省国立公園部を局に昇格して、自然公園に關する行政機構の充実強化をはかることとしてあります。

以上をもつて観光に關する年次報告及び昭和三十一年度観光政策について

観光に關する政策についての説明を終ります。(拍手)

観光基本法に基づく昭和三十一年度年次報告及び昭和三十一年度観光政策についての発言に對する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に對して質疑の通告があります。これを許します。勝澤芳雄君。

〔勝澤芳雄君登壇〕

○勝澤芳雄君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま説明のありました昭和三十一年度の観光年次報告及び昭和三十一年度における観光施策について、池田内閣総理大臣はじめ閣僚大臣に質問をいたしたいと存じます。(拍手)

さて、今回の年次報告は、昨年の第四十三回国会において、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案によつて成立した観光基本法に基づき初めて出されたもので、提案者の一人といたしまして多くの期待を持っておりました。それは観光が国際平和と国民生活の安定を象徴するものであること、観光基本法はまさに観光立国の宣言ともいふべきものであるからであります。しかるに、発表された年次報告は、かつて運輸省観光局のつくつた観光白書の焼き直しで、各行政機関の個別報告を寄せ集め、並べただけで、観光基本法に基づき年次報告とは認めがたく、まことに粗末なものであります。(拍手)さらに、三十一年度における施策についても、旧態依然とした寄せ木細工の各行政機関の予算説明であつて、何らの積極的な方向が示され

ておりません。これこそ議員立法に對する官僚独善の態度であつて、まことに遺憾にたえません。(拍手)私は、質問にあつた、特に政府に観光基本法に對する認識の再確認を要望いたしておきます。

さて、第一の質問は、観光に對する政府の基本的な考えについてであります。

従来、わが国においては、観光に對する基本的な方針がなく、社会的にも重要性が忘れられておりましたが、昨年、観光基本法がつくられ、観光の再認識が行なわれました。すなわち、国際観光は国際収支の改善ばかりでなく、外国との経済、文化の交流、国際親善の増進に寄与するものであり、国民観光は国民生活における繁榮の緩和や見聞の拡充等を通じて、国民の保健の増進、教養の向上、さらに勤勞意欲の増進をもたらし、観光開発は地域格差の是正を行なうものであるといふこととであります。しかも、観光の正しい発展は、わが国憲法の恒久平和と健康で文化的生活を享受せよとする理想の実現であります。しかるに、この年次報告は、観光基本法に對する理解と認識が十分に行なわれておりません。したがつて、私は、まず池田総理に基本的な問題として、観光に對する考え方と積極的な施策についての御所見をお伺いいたします。

第二の質問は、国際観光の振興についてであります。

国際観光は、国際社会の相互理解を増進するもので、国際平和の象徴であります。その上、観光収支は国の経済の重要な地位を占めており、今日の観光は貿易とともに外貨獲得のための観光

昭和三十一年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その一) 観光基本法に基づく昭和三十一年度観光政策についての発言に対する勝澤芳

雄君の質疑

六九四

光産業であるといふべきであります。昭和三十年にわずかに十万人であった外国人観光客は、昭和三十一年には三十万人以上となり、その消費額も二億ドルに達し、本年はオリンピック東京大会を迎え、来訪外客は五十五万人の多数を予想されております。一方、四月から海外への観光旅行が自由化されたので、全体の観光収支は樂觀を許されません。この際、わが国からの海外旅行についての自衛、抑制よりも、むしろ前向きな外国人観光客の誘致に積極的な対策を講ずべきであります。

そのためには、第一に、出入国手続の簡易迅速化を行なうべきであります。なお、査証については、国際観光振興、発展の見地から、再検討すべきであります。第二に、国際観光ルートの指定は、総合的な視野からすみやかに進め、これに対する環境整備を促進すべきであります。それとともに、従来のサクラ、フジヤマ、ゲイシャだけの観光ではなく、本田技研、ソニー、キャノン等の日本の代表的産業を見せる産業観光も積極的に指導促進すべきであります。第三に、西歐諸国に比べて割が高だといわれているホテル料金については、デラックスな高級ホテルより中級ホテルの整備に重点を置く施策を行なうとともに、最近特に利用されている日本の伝統的な宿泊施設である日本旅館についても、思い切った育成措置を講ずべきであります。第四に、太平洋航空運賃は、大西洋航空運賃に比べキロ当たりも高く、外客誘致の障害ともなっておりますので、日本航空の太平洋線整備のための助成を行なう運賃値下げを行なうべきです。第五に、今日の観光は、観光産

業ともいわれる重要な産業の一つであります。外客誘致を行なっている、特に一般旅行あつせん業者に対しては、貿易商社と同様な租税特別措置法の適用を考慮すべきであると思ひます。外務、運輸、大蔵各大臣並びに総理府長官の御所見をお伺いいたします。

第三の質問は、国民大衆の観光旅行についてであります。従来、わが国における観光は、物見遊山といふことばに表現されること、一部の有産階層に占有されておりました。しかし、今日の観光は、基本法に明示されておりますように、国民の保健の増進、勤勞意欲の増進及び教養の向上にあるのであります。ともすれば従来の古い考えで、観光を単なる遊び、不道徳、不経済視している人々があることは残念でなりません。これは観光政策の貧困によるものであります。

この際、政府は、国民大衆の観光旅行を救済した旅行から解放して、快適に、安全に、しかも容易に行なわれるよう積極的な施策を講ずべきであります。

ソシアル・ツーリズムの振興は、すでにヨーロッパ諸国をはじめ、先進国家においては国の施策として制度化され実行されております。わが国としても、まず第一に、旅行金庫制度による旅行の容易化をはかるべきであります。第二に、休暇旅行制度の確立を促進すべきであります。第三に、低廉な宿泊設備の増設による旅行の健全化と家族旅行の大衆化であります。厚生省の国民宿舎、運輸省のユースホステル、文部省の青少年の家等の諸施設の拡充整備とともに、総合的な運営をは

かり、さらに民間事業所の宿泊設備などの協力を求め、真に国民のための大衆旅行の総合的な施策を推進すべきであります。大蔵、運輸両大臣から御所見をお伺いいたします。

第四の質問は、修学旅行についてであります。私は、先ごろ、参議院の運輸委員会、与党委員から、のんき節の話を聞きました。その話はこういう話です。それは、小学校や中学校の門に国旗が立ってあった、祭日も日曜日でもないういーくデーに日の丸の旗が立っていた、何事かと思つていたら、修学旅行の生徒が無事に帰ってくるのでおめでたいといつて国旗が立っている、このういーのんき節であります。池田総理、これはだれがつくった歌でございましょうか。子供も親も、一生に一度の思い出として修学旅行には行きたい、行かせたい、だが、交通事故はなだらうか、食中毒を起こしはしないだらうか、ぐれん隊におどかされないだらうかと、親は心配で夜も眠れない。旅費は、昨年は一泊二食で四百円でしたが、池田さんの物価倍増のおかげで二割五分の値上がりです。五百円になりました。しかも待遇は、六畳の部屋に八人も詰め込み、たんせんやゆかたはない。一組みのふとんといつても、せんべいふとんで、敷きふとん一枚、かけふとん一枚、その一枚で二人寝る、食事は朝夕一汁四菜、メンチカツ、ハンバーグ、煮もの、ホーレンソウで、人手を省くために一さらに盛りつけ、豚汁とどんぶり御飯、やせて疲れ切つて帰ってきた子供の顔を見てはつとる。これが毎年五百万人で二百五十億円の消費が行なわれている修

学旅行の実態であります。(拍手)この際、カリキュラムの一環としての修学旅行制度を真に教育的立場から検討すべきであります。そして修学旅行の交通安全対策や、宿泊、保健、衛生設備を完備させるための施策を行ない、宿泊料金の安定、内容の向上をはかり、また貧困家庭児童の補助金を増額すべきであります。文部、大蔵両大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、観光行政の一元化による総合観光行政の推進について御質問いたします。現在、観光行政は運輸省観光局が中心となつて実施されておりますが、その行政は複雑多岐にわたつております。すなわち、国立公園は厚生省に、文化財保護は文部省に、森林は農林省に、道路整備は建設省に、出入国管理は外務省等七省にわたつて、総合調整機関として総理府が当たつております。これは今日の重要な観光政策を推進することは不可能であります。この際、せめて、観光省は無理としても、中央に観光庁を、地方に地方観光局を設置して、観光基本法の精神に沿つて強力な総合観光行政を行ない、国際平和と親善、国民福祉の向上のために努力すべきであると存じますが、総理の御所見をお伺いいたします。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(池田勇人君) 答へいたします。観光の有する意義についての御質問でございますが、お話のとおり、観光基本法にはつきり書いてございます。すなわち、国際的には国際親善をはか

り、そして国際的文化の交換、あらゆる点が国際的にも考えられます。また、国際収支の改善ということもございましょう。お話にもありましたことごとく、貿易外収支におきましては、ことに観光外国旅行の費用につきましては、受け取りのほうが少ない支払いのほうが多いという状態から考えましても、国際的に見て観光事業の発展には大いにつとめなければならぬ。また、うちにおきましても、国民の生活の安定と向上、また教養、健康の増進からいっても、観光というものは必要でございます。お話の点は、おおむねわれわれの考え方と同じでございます。ただ、問題は、修学旅行のお話をなさいましたが、修学旅行もだんだんふえております。池田内閣になりまして、いわゆる観光の人員は、統計によりますと、非常にふえております。これは経済成長のおかげである。(拍手)これを忘れて――観光のものは、やはりお互いの生活が上がる、生活が上がることは経済の高度成長によつて得られる。観光が必要ならば、高度経済成長に御賛成を願いたい。(拍手)こういうことでございます。

○国務大臣(池田勇人君) 答へいたします。観光の有する意義についての御質問でございますが、お話のとおり、観光基本法にはつきり書いてございます。すなわち、国際的には国際親善をはか

り、そして国際的文化の交換、あらゆる点が国際的にも考えられます。また、国際収支の改善ということもございましょう。お話にもありましたことごとく、貿易外収支におきましては、ことに観光外国旅行の費用につきましては、受け取りのほうが少ない支払いのほうが多いという状態から考えましても、国際的に見て観光事業の発展には大いにつとめなければならぬ。また、うちにおきましても、国民の生活の安定と向上、また教養、健康の増進からいっても、観光というものは必要でございます。お話の点は、おおむねわれわれの考え方と同じでございます。ただ、問題は、修学旅行のお話をなさいましたが、修学旅行もだんだんふえております。池田内閣になりまして、いわゆる観光の人員は、統計によりますと、非常にふえております。これは経済成長のおかげである。(拍手)これを忘れて――観光のものは、やはりお互いの生活が上がる、生活が上がることは経済の高度成長によつて得られる。観光が必要ならば、高度経済成長に御賛成を願いたい。(拍手)こういうことでございます。

○国務大臣(池田勇人君) 答へいたします。観光の有する意義についての御質問でございますが、お話のとおり、観光基本法にはつきり書いてございます。すなわち、国際的には国際親善をはか

○国務大臣(大平正芳君) 査証手続の簡素化の点についての御指摘でございますが、まず、出先の在外公館におきましては、観光等のため短期滞在を目的とする外來者に対しましては、申請人の写真の提出を免除したり、また、申請人自身の出頭にかわるに、郵送によりまして申請を受け付けるというよう簡素化の措置をはかつております。

なお、英、独、仏等、二十カ国との間にわが国は相互査証免除の取りきめを行なっておりまして、単純な入国目的の場合におきましては、無査証で入国を認める制度をとっておりますが、今後この線に沿いまして手続の簡素化を一そう進めてまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) まず第一番目には、外国人観光客に対する通関手続の簡素化の問題でございます。オリピック等につきましては、横浜、東京の税関等には、他の税関から人を集める。なお、観光船等に対しては、こちらは、こちらから船に出張して通関検査を行なうというような配慮をいたしまして、手続等につきましては十分な配慮をいたすつもりでございます。

それからホテルの整備の問題でございます。ホテルの整備につきましては、御承知のとおり、開発銀行から融資を行なっておりますし、なお、北海道東北開発公庫、中小企業金融公庫等からも融資を行ない、外国人の旅客に対して旅館設備を整備いたしておるわけでございます。

第三は、日航の太平洋線整備の助成の問題でございます。この問題につき

ましては、御承知のとおり、本年度は三十八年に比して四十七億円余を計上いたして、国際線の乗員訓練等につきましても三億五千万円新たに計上いたしてあるわけでございます。日航の運賃を引き下げるという問題につきましても、国際航空運送協会の協定がありますので、困難と思ひます。

それから旅行者のために旅行金庫を新設せよということでございますが、旅行金庫を必要とするとは、いま考えておりません。

それから低廉な宿泊施設をもつとつくりなればいかぬということにつきましましては、国民宿舎、ユースホステル、文部省の青年の家等の施設を十分整備いたしておるわけでございます。

なお、修学旅行の問題につきましては、要保護児童等に対して、三十八年度の予算よりも八千万円増額いたしまして、四億一千数百万円の補助を行なっておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣尾崎弘吉君登壇〕

○国務大臣(尾崎弘吉君) 修学旅行の關係でお答えを申し上げます。

修学旅行が学校教育の上で大きな意義を持しますことは、いまさら申し上げる必要もないこととあります。文部省としましては、關係機關を通じて、修学旅行が有効に、また適切に行なわれるようにという指導を加えてまいったわけでございます。しかし、現在の状況を見ます場合に、私も勝澤さんと感と同じゅうするものも少なからぬので、まだまだ改善をはからなければならぬ点が多々あると思ひのであります。交通安全の問題、宿泊施設の問題、衛生の問題、その他いろいろ問題があるのでありますから、關係各省と

もよく協力いたしまして、総合的にこの改善をはかつてまいりまして、修学旅行がほんとうにその目的を達成せられるようにいたしたいと考えております次第でございます。なお、宿泊施設等につきましましては、公共的なものを増設するというようなことについても推進してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣綾部健太郎君登壇〕

○国務大臣(綾部健太郎君) 私、運輸省の観光局におきますことにつきましては、大体勝澤さんが御指摘になつたようなことは、全部やらんとしておるところのことでありまして、非常にいい御示唆を得まして、その線に沿つてやつていきたいと思ひます。

なお、本年度、運輸省で、いま各大臣がお答えになつた以外にやつたことは、海外の宣伝の事務所を増設したこと、それからユースホステルにつきまして相当なる施設をしたこと等ございまして、それ以外は、勝澤先生がおっしゃつたことをひとつ趣旨といたしまして、今後努力いたしてみたいと思ひます。(拍手)

〔政府委員野田武夫君登壇〕

○政府委員(野田武夫君) 行政の一元化という問題でございます。すでにこれは総理大臣からお答えしておりますが、先ほど総理大臣のお答えの中にありました、昨年十二月に閣議決定に基づきまして、各省の關係を全部一つにまとめて總合連絡をしようというので、観光対策連絡會議を設けております。そしてできるだけ総合的に、効率的に観光行政を運営したい。そこで、先ほど私は三十九年度において講じようとする観光政策を御報告いたしました。が、さらに、いまお尋ねのありまし

たとおり、また御意見のありましたとおり、長期の観光政策を立てる必要があるというので、長期的な観光政策につきましましては、現在、内閣総理大臣の諮問機關であります観光政策審議會といたしまして、きき、所得増進を目標とする長期経済計画に対応する観光政策についてという諮問をいたしております。

この観光政策審議會の答申を近く見ると思つておりまして、この答申に基づきまして、さらに政府といたしましては、その内容についてできるだけ尊重して、そうしてこの施策の推進をはかりたい。したがって、今日御報告いたしましたのは、一応、政府の三十九年度に対する、国際観光、国内観光に対する計画の一端でございます。結論におきましては、観光政策審議會の答申に基づいてさらに長期計画を立てたい、こう思つております。その点は特に御了承願ひたいと思つております。

(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

(拍手)

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

法務大臣 賀屋 興宣君

外務大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 田中 角榮君

文部大臣 尾崎 弘吉君

厚生大臣 小林 武治君

通商産業大臣 福田 一君

運輸大臣 綾部健太郎君
郵政大臣 古池 信三君
自治大臣 赤澤 正道君
出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

総理府総務長官 野田 武夫君

運輸省観光局長 梶本 保邦君

電気通信監理官 島山 一郎君

電気通信監理官 野口 謙也君

労働政務次官 蔵内 修治君

自治省財政局長 柴田 護君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十一年度第一・四半期における国庫の状況

(通知書受領)

一、昨十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律

予防接種法の一部を改正する法律

オリピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律

日本貿易振興会法の一部を改正する法律

法律

一、昨十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に關し承認を求めるの件

昭和三十九年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その一) 朗読を省略した議長の報告

六九六

(政府委員解任)

一、昨十五日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、同日(農林大臣官房予算課長)太田康二の第四十六回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任)

一、去る十日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。

内閣委員 佐々木義武君 安藤 覺君
地方行政委員 奥野 誠亮君 龜山 孝一君
文教委員 坂村 吉正君 鈴木 一君
社会労働委員 飯谷 忠男君 米内山義一郎君
農林水産委員 飯谷 忠男君 東海林 稔君
西村 関一君 坂村 吉正君
原 茂君 山崎 始男君
商工委員 米内山義一郎君 滝井 義高君
運輸委員 中馬 辰猪君 一萬田尚登君
通信委員 畑 和君 受田 新吉君
建設委員 金丸 徳重君 原 茂君
山崎 始男君 川俣 清吉君
東海林 稔君 西村 関一君
決算委員 一萬田尚登君 中馬 辰猪君
議院運営委員 佐々木良作君 小平 忠君
一、去る十四日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。

地方行政委員

篠田 弘作君 三池 信君
鯨岡 兵輔君 四宮 久吉君
法務委員 田村 良平君 松井 政吉君
竹谷源太郎君 渡海元三郎君
中井徳次郎君 小井 忠君
外務委員 鯨岡 兵輔君 三池 信君
文教委員 松山千恵子君 篠田 弘作君
社会労働委員 大坪 保雄君 亘 四郎君
渡海元三郎君 森下 元晴君
農林水産委員 宇野 宗佑君 中山 榮一君
橋崎弥之助君 西村 関一君
田村 元君 八田 貞義君
西宮 弘君 田中 彰治君
運輸委員 田村 元君 西宮 弘君
建設委員 田村 元君 西村 関一君
宇野 宗佑君 松井 政吉君
石田 宥全君 中井徳次郎君
予算委員 竹谷源太郎君 小井 忠君
一、昨十五日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。

外務委員

愛知 揆一君 池田正之輔君
宇都宮徳馬君 佐伯 宗義君
園田 直君 濱地 文平君
福井 勇君 森下 國雄君
池田 清志君 小井 忠君
龜岡 高夫君 佐藤 孝行君
渡海元三郎君 橋本龍太郎君
服部 安司君 栗山 秀君
大蔵委員 田中 武夫君 米内山義一郎君
文教委員 大石 武一君 中村庸一郎君
松田竹千代君 森 清君
山口喜久二郎君 小井 忠君
佐藤 孝行君 中山 榮一君
西岡 武夫君 渡 徹郎君
社会労働委員 西岡 武夫君 中村庸一郎君
農林水産委員 西村 関一君 西宮 弘君
商工委員 米内山義一郎君 田中 武夫君
運輸委員 内海 清君 山下 榮二君
通信委員 小井 忠君 佐藤 孝行君
中山 榮一君 下平 正一君
中嶋 英夫君 鈴木 一君
松田竹千代君 森 清君
山口喜久二郎君 大村 邦夫君
建設委員 西宮 弘君 西村 関一君
西宮 弘君 吉田 賢一君
決算委員 進藤 一馬君 池田正之輔君
議院運営委員
(常任委員補欠選任)
一、去る十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

安藤 覺君 佐々木義武君
地方行政委員 龜山 孝一君 奥野 誠亮君
文教委員 坂村 吉正君 受田 新吉君
社会労働委員 飯谷 忠男君 米内山義一郎君
農林水産委員 坂村 吉正君 滝井 義高君
坂村 吉正君 山崎 始男君
原 茂君 飯谷 忠男君
西村 関一君 東海林 稔君
商工委員 滝井 義高君 米内山義一郎君
運輸委員 一萬田尚登君 中馬 辰猪君
通信委員 金丸 徳重君 鈴木 一君
中嶋 英夫君
建設委員 川俣 清吉君 西村 関一君
東海林 稔君 金丸 徳重君
山崎 始男君 原 茂君
決算委員 中馬 辰猪君 一萬田尚登君
議院運営委員 小平 忠君 佐々木良作君
一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文教委員

篠田 弘作君 松山千恵子君
社会労働委員 渡海元三郎君 森下 元晴君
大坪 保雄君 亘 四郎君
農林水産委員 田村 元君 八田 貞義君
石田 宥全君 西宮 弘君
宇野 宗佑君 中山 榮一君
西村 関一君 龜岡 高夫君
運輸委員 田村 元君 西村 関一君
建設委員 宇野 宗佑君 西村 関一君
予算委員 橋崎弥之助君 松井 政吉君
竹谷源太郎君 中井徳次郎君
小井 忠君
一、昨十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

米内山義一郎君 田中 武夫君

文教委員

渡 徹郎君 西岡 武夫君
佐藤 幸行君 中山 榮一君
小淵 恵三君 山口喜久一郎君
松田竹千代君 森 清君
中村庸一郎君 大石 武一君

社会労働委員

中村庸一郎君 西岡 武夫君

農林水産委員

西宮 弘君 西村 関一君

商工委員

田中 武夫君 米内山義一郎君

運輸委員

山下 榮二君 内海 清君

通信委員

山口喜久一郎君 松田竹千代君
森 清君 大村 邦夫君
畑 和君 受田 新吉君
佐藤 孝行君 中山 榮一君
小淵 恵三君 下平 正一君

建設委員

西村 関一君 西宮 弘君
決算委員 鈴木 一君

議院運営委員

池田正之輔君 進藤 一馬君

(特別委員兼任)

一、去る十三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
石炭対策特別委員
原田 憲君 渡海元三郎君
オリビック東京
大会準備促進特別 白井 莊一君
委員
一、昨十五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員
鈴木 一君 佐々木良作君

(特別委員補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
石炭対策特別委員
渡海元三郎君 原田 憲君
オリビック東京
大会準備促進特別 福井 勇君
委員
一、昨十五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
佐々木良作君 鈴木 一君

(条約受領)

一、昨十五日、参議院から受領した条約は次の通りである。
道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件
自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
(議案受領)

(議案受領)

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
住宅地造成事業に関する法律案
一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨十五日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案
地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、委員会に付託された条約は次の通りである。
道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)
(参議院送付)
自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件(条約第一五号)(参議院送付)
以上二件 外務委員会 付託
(議案付託)
一、去る十日、委員会に付託された議案は次の通りである。
森林基本法案(川俣清音君外十二名提出、衆法第四〇号)
林業基本法案(稻富稔人君外一名提出、衆法第四四号)
以上三件 農林水産 付託
工業整備特別地域整備促進法案(遠藤三郎君外十九名提出、衆法第四一號)
一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
住宅地造成事業に関する法律案(内閣提出第一五八号)(予)
建設委員会 付託
一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(小林武君外四名提出、参法第一三三号)(予)
文教委員会 付託
一、昨十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四二号)(参議院送付)
地方行政委員会 付託
納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)
大蔵委員会 付託
道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案(内閣提出第一四一号)(参議院送付)
運輸委員会 付託
(議案送付)
一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
森林基本法案(川俣清音君外十二名提出)
工業整備特別地域整備促進法案(遠藤三郎君外十九名提出)
林業基本法案(稻富稔人君外一名提出)
(議案回付)
一、去る十日、参議院送付の次の内閣提出案を参議院に回付した。
予防接種法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
オリビック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案
日本貿易振興会法の一部を改正する法律案
一、昨十五日、参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
予防接種法の一部を改正する法律案
一、昨十五日、参議院において次の内閣提出案を受領した。
地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に関し承認を求めるの件

昭和三十九年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その二)

衆議院會議録第二十二号(その一)中
正誤

六二二	行 誤	正
六二二	九この点	この際
六二二	一大平洋	太平洋
六二四	〇軍事局	軍当局
六二五	三流安	確安
六二五	六審議會	委員会
六二五	七三十七年	二十七年
六三〇	三先行きで	先行きが
六三三	七回送	回付

衆議院會議録第二十三号中正誤

六〇五	行 誤	正
六一五	元にとって	とって
六一五	七公勞協	公勞法
六一四	七これが早急	早急
六一四	二五当事	当時
六一五	〇規定に	規定は
六一五	八公衆	公益
六二二	九債務	責務
六二五	三施策	施業
六二五	六法案が	法案で
六二五	五総用總書	總調書
六二一	三単価	単位

ものを除く。)を加え、「施設の設定及び管理を行う」を「施設を行なう」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて労働大臣に意見を提出することができる。

第四十四条第一項第一号中「中小企業退職金共済事業」の下に「(第五章に規定するものを除く。)」を加え、同項第二号中「経営」を「設置及び運営」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 共済契約者又は共済契約者を主たる構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、従業員の数に増進するために必要な労働者住宅その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

第四十四条第二項中「第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第四十六条第一項を次のように改める。

事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 退職金等の支給に関する業務
二 掛金及び申込金の取納及び返還に関する業務

三 第四十四条第一項第三号に掲げる業務
第四十六条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により同項第三号の業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五十三条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「運用計画」の下に「(第四十四条第一項第三号の資金の貸付けに関する計画を含む。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「運用する場合」の下に「又は取得した有価証券を証券業者に預託する場合」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の規定により取得した有価証券は、次の各号に掲げるものに運用することができる。

一 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託

二 証券業者への預託

第五十八条第一項中「事業団」を「事業団若しくは第四十六条第一項の規定により同項第三号の業務の委託を受けた金融機関」に、「事業団の」を「事業団若しくは受託金融機関の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第六十条第一項第三号中「第二項」を「第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号と

し、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十六条第一項の規定により同項第三号の業務の委託について認可をしようとするとき。

第六十条第三項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十一条中「第三十二条」の下に「又は第六十六条」を加え、同条を第百五条とする。

第七十条中「事業団」の下に「又は組合」を、「職員」の下に「(第六号に該当する場合にあつては、第四十六条第一項又は第七十六条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員を含む。)」を加え、同条第二号中「第一項」の下に「(第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第一項」の下に「(又は第七十五条第一項)を加え、同条第四号中「第三項」を「第四項(これらの規定を第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第五号中「第二項」の下に「(第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第六号中「第二項」の下に「(第七十八条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第百四十九条とし、第六十九条を第百三条とする。

第六十八條第一号中「又は第二十四條」を「第二十四條(第八十八條において準用する場合を含む。)、第八十五條第二項又は第八十六條」に改め、同条第二号中「第六十六條」の下に「又は第八十七條」を加え、同条を第百二条とし、第七章を第九章とする。

第六十七條中「事業団」の下に「若しくは組合」を加え、同条を第百一条とし、第六十四條から第六十六條までを三十四條ずつ繰り下げる。

第六十三條第一項中「退職金共済契約」の下に「又は特定業種退職金共済契約」を加え、同条を第九十七條とし、第六十二条を第九十六條とし、第六章を第八章とし、第六十一条を第九十五条とし、第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 特定業種において期間を定めて雇用される者に関する特例

第一節 通則

(退職金共済制度の特例)

第六十一条 第三項第三項第一号に該当する者として特定業種に属する事業を営む中小企業者に雇用され、かつ、当該特定業種に属する事業に従事することを常態とする者に係る特例的退職金共済制度については、この章の定めるところによる。

(特定業種の指定)

第六十二条 労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、当該特定業種に係る組合が設立された場合において当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該組合の組合員となる見込みがあることその他の事情を考慮し、かつ、中小企業退職金共済審議会の意見を聞かなければならない。

第六十七條中「事業団」の下に「若しくは組合」を加え、同条を第百一条とし、第六十四條から第六十六條までを三十四條ずつ繰り下げる。

第六十三條第一項中「退職金共済契約」の下に「又は特定業種退職金共済契約」を加え、同条を第九十七條とし、第六十二条を第九十六條とし、第六章を第八章とし、第六十一条を第九十五条とし、第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 特定業種において期間を定めて雇用される者に関する特例

第一節 通則

(退職金共済制度の特例)

第六十一条 第三項第三項第一号に該当する者として特定業種に属する事業を営む中小企業者に雇用され、かつ、当該特定業種に属する事業に従事することを常態とする者に係る特例的退職金共済制度については、この章の定めるところによる。

(特定業種の指定)

第六十二条 労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、当該特定業種に係る組合が設立された場合において当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該組合の組合員となる見込みがあることその他の事情を考慮し、かつ、中小企業退職金共済審議会の意見を聞かなければならない。

第二節 特定業種退職金共済組合

(目的)

第六十三条 組合は、この章の規定による中小企業退職金共済制度を運営し、あわせて特定業種に属する事業を営む中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設を行なうことを目的とする。

(法人格及び数)

第六十四条 組合は、法人とし、特定業種ごとに、全国を通じて一個とする。

(事務所)

第六十五条 組合は、主たる事務所を東京都に置く。

2 組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(名称使用の制限)

第六十六条 組合でないものは、その名称中に特定業種を示す文字を冠する退職金共済組合という文字を用いてはならない。

(組合員)

第六十七条 特定業種退職金共済契約の共済契約者は、すべて組合員となる。

2 組合員は、特定業種退職金共済契約の共済契約者でなければなら

ない。

(設立)

第六十八条 労働大臣は、特定業種の指定をしたときは、組合の理事長又は監事となるべき者を指名するものとする。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、組合の成立の時にあって、それぞれ組合の理事長又は監事に任命されたものとする。

- 3 労働大臣は、設立委員を命じて、組合の設立に関する事務を処理させるものとする。
- 4 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の予算及び事業計画を作成して、労働大臣の認可を受けなければならない。
- 5 設立委員は、前項の認可を受けたときは、組合員とならうとする者(当該特定業種に属する事業を営む中小企業者に限る。)を募集しなければならない。
- 6 設立委員は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、労働大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。
- 7 第五項の規定による募集に応じた者は、組合の成立の時にあって、組合員となる。この場合において、その者と組合との間には特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなす。
- 8 前項の特定業種退職金共済契約は、組合が第七十五条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。
- 9 設立委員は、第六項の認可を受けたときは、その日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 第六十九条 前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、同条第九項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、

- 設立の登記をしなければならない。
- 2 組合は、設立の登記をすることによつて成立する。
(定款)
第七十条 組合は、定款をもつて次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所のある地
- 四 組合員に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 被共済者に関する事項
- 九 退職金に関する事項
- 十 掛金に関する事項
- 十一 財務及び会計に関する事項
- 2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければならない。
- (役員)
第七十一条 組合に、役員として、理事長一人、理事五人以上及び監事二人以内を置く。
- 2 理事長、理事二人及び監事一人以外の役員は、非常勤とする。
- 3 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
- 5 監事は、組合の業務を監査する。

- 6 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。
- 7 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。
- 8 第三十五条第四項、第三十七条、第三十九条第二項及び第三項、第四十条、第四十一条並びに第四十三条の規定は、組合の役員について準用する。
- (職員の任命)
第七十二条 組合の職員は、理事長が任命する。
- 2 第四十三条の規定は、組合の職員について準用する。
- (評議員会)
第七十三条 組合に評議員会を置く。
- 2 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を問わなければならない。
- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- 四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項について意見を述べ、又は必要と認め事項について理事長に建議することができる。
- (評議員)
第七十四条 評議員は、組合員(組合員が法人であるときは、その代表者)及び組合の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。
- 2 第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項の規定は、組合の評議員について準用する。この場合において、第三十九条第二項中「労働大臣又は理事長」とあるのは、「理事長」と読み替へるものとする。

- (業務の範囲)
第七十五条 組合は、第六十三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。
- 一 この章の規定による当該特定業種に係る中小企業退職金共済事業を行なうこと。
- 二 保健、保養又は教養のための施設の設置及び運営を行なうこと。
- 三 共済契約者又は共済契約者を主たる構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、従業員福祉を増進するために必要な労働者住宅その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
- 2 第四十四条第二項の規定は、組合の業務について準用する。
- (業務の委託)
第七十六条 組合は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。
- 一 退職金の支給に関する業務
- 二 掛金の収納及び返還並びに退職金共済証書の受払いに関する業務

- 三 前条第一項第三号に掲げる業務
- 2 第四十六条第二項及び第三項の規定は、組合の業務の委託について準用し、同条第四項の規定は、第一項の規定により同項第三号の業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員について準用する。
- (特別財産)
第七十七条 組合は、当該特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで拠出した財産については、これを他の財産と区分し、その事業の健全な発展に資するように、管理し及び運用しなければならない。
- (準用)
第七十八条 第三十一条、第三十三条、第四十五条、第四十七条から第五十七条まで及び第五十九条の規定は、組合について準用する。この場合において、第五十二条中「第四十四条第一項第一号」とあるのは、「第七十五条第一項第一号」と、第五十三条第一項及び第五項中「労働大臣及び通商産業大臣」とあるのは「労働大臣」と、同条第六項中「中小企業者」とあるのは「当該特定業種に属する事業を営む中小企業者」と読み替へるものとする。
- 2 第五十八条の規定は、組合及び第七十六条第一項の規定により同項第三号の業務の委託を受けた金融機関について準用する。
- (協議)
第七十九条 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第六十八條第四項若しくは第七十條第二項又は前条第一項において準用する第四十五條第一項、第四十八條、第五十三條第五項、第五十四條若しくは第五十五條の規定による認可をしようとするとき。

(締結等)

第八十條 中小企業者でなければ、特定業種退職金共済契約を締結することができない。

二 第七十六條第一項の規定により同項第三号の業務の委託について認可をしようとするとき。

三 前条第一項において準用する第四十五條第二項、第五十四條又は第五十六條の規定による労働省令を定めようとするとき。

四 前条第一項において準用する第五十條第一項、第五十二條ただし書又は第五十三條第三項の規定による承認をしようとするとき。

五 第二条第四項又は前条第一項において準用する第五十三條第一項第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

六 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、通商産業大臣と協議しなければならない。

一 前条第一項において準用する第四十五條第一項又は第五十三條第五項の規定による認可をしようとするとき。

二 前条第一項において準用する第四十八條の規定により同条の事業計画について認可をしようとするとき。

三 前条第一項において準用する第五十三條第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第三節 特定業種退職金共済契約

日から六月を経過しない者である場合その他労働省令で定める正当な理由がある場合を除き、その締結を拒絶してはならない。

共済契約者は、特定業種退職金共済契約の効力が生じた後においても、第四項に規定する者であつて当該特定業種退職金共済契約の被共済者とならないこととなるものの範囲を拡大し、及び縮小することができない。

共済契約者は、前項の規定により同項に規定する者の範囲を拡大しようとする場合において、現にその者が雇用する従業員のうち、その範囲の拡大により被共済者とならないこととなる者があるときは、これらの者の四分の三以上の同意を得なければならない。ただし、これらの者に係る掛金の納付を継続することが著しく困難であると労働大臣が認めるときは、この限りでない。

第八十一條 組合又は共済契約者は、次項又は第三項に規定する場合を除いては、特定業種退職金共済契約を解除することができない。

組合は、次の各号の一に該当する場合においては、特定業種退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 共済契約者が、労働省令で定める期間について、その期間中に納付すべき掛金の総額のうち労働省令で定める割合に相当する額以上の掛金の納付を怠つたとき(労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。)

二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。

三 共済契約者が当該特定業種に属する事業の事業主でなくなつたとき。

共済契約者は、次の各号の一に該当する場合には、特定業種退職金共済契約を解除することができない。

一 被共済者の四分の三以上の同意を得たとき。

二 掛金の納付を継続することが著しく困難であると労働大臣が認めるとき。

第八十二條 組合は、被共済者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数(当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつたすべての日数(その者がすでに退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。))を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したものをいう。以下同じ。

に於いて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が三十六月に満たないときは、この限りでない。

一 死亡したとき。

二 退職した後再び被共済者となることなくして次のいずれかに該当するとき。

イ 死亡したとき。

ロ 負傷又は疾病により当該特定業種に属する事業に従事することができない者となつたとき。

ハ 当該特定業種に属する事業の事業主でない事業主に雇用されるに至つたとき、その他労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。

三 前号ロ又はハに該当した後退職したとき。

共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき(前条第二項ただし書の承認があつた場合を除く。)

又は当該特定業種に属する事業の事業主でなくなつたときは、前項第二号又は第三号の規定の適用については、当該被共済者は、退職したものとみなす。

被共済者がその者を現に雇用する事業主に期間を定めないうで雇用されるに至つたときは、その者は、第一項第二号ハに該当したものとみなす。

第四 被共済者が第一項第一号又は第二号イに該当したことによる退職金は、当該死亡者の遺族に支給する。

第五 退職金の額は、掛金の日額及び特定業種掛金納付月数に応じ、かつ、第十條第二項の退職金の額の算定の方法を参照して、政令で定める。

(掛金)

第八十三條 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、十円以上百円以下の範囲において、定款で定める。

第八十四條 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、十円以上百円以下の範囲において、定款で定める。

第八十五條 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、十円以上百円以下の範囲において、定款で定める。

2 掛金の日額は、十円未満の端数があつてはならない。

3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならぬ。

4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつと、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。

5 退職金共済手帳、退職金共済証紙その他掛金の納付に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(元請負人の事務処理)

第八十四条 事業が数次の請負によつて行なわれる場合の元請負人が、下請負人の委託を受けて、特定業種退職金共済契約の締結その他特定業種退職金共済契約に關して下請負人が行なうべき事務を処理する場合におけるその事務の処理に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(退職金共済手帳の交付)

第八十五条 組合は、共済契約者から請求があつたときは、遅滞なく、退職金共済手帳を交付しなければならない。

2 共済契約者は、その者が現に雇用する従業員が被共済者となつたとき、又は新たに従業員を雇用することによつて当該従業員が被共済者となつたときは、当該被共済者に対し、遅滞なく、退職金共済手帳を交付しなければならない。

ただし、現に退職金共済手帳を所持している者については、この限りでない。

(従業員に対する告知等)

第八十六条 共済契約者は、新たに従業員を雇用するに当たつては、その者に対し、その者が被共済者となるかどうかを告知しなければならない。

2 事業主は、共済契約者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を、各作業場の見易い場所に掲示する等の方法により被共済者でなくなつた者に周知させなければならない。その現に雇用する被共済者である従業員の全部又は一部が、第八十条第三項又は第六項の規定により被共済者でなくなつたときも、同様とする。

(届出)

第八十七条 共済契約者は、当該特定業種に關する事業を営む中小企業業者でない事業主となつたときは、遅滞なく、その旨を組合に届け出なければならない。

(準用)

第八十八条 第五條、第七條第一項、第八條第四項、第十條第三項、第十一條、第十二條、第十五條から第十七條まで、第二十二條、第二十三條、第二十四條第三項、第二十五條及び第二十七條の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第七條第一項、第十條第三項、第十七條及び第二十七條中「事業団」とあるのは「組合」と、第十一條第一項中「前条第一項」とあるのは「第八十二條第四項」と読み替へるものとする。

第四節 組合の設立等に伴ふ経過措置

(名称に關する経過措置)

第八十九条 特定業種の指定があつた際現にその名称中に当該特定業種を示す文字を冠する退職金共済組合という文字を用いてゐるものについては、第六十六條の規定は、その指定後六月間は、適用しない。

(最初の事業年度)

第九十条 組合の最初の事業年度は、第七十八條第一項において準用する第四十七條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した組合については、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(被共済者に關する経過措置)

第九十一条 組合は、その業務の正常な運営を圖るため必要がある場合において、労働大臣の認可を受けたときは、第八十条第二項の規定にかかわらず、共済契約者の雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被共済者とならないものとする。ただし、この期間は、第七十五條第一項第一号の業務の開始の日から五年をこえることができない。

(従前の積立事業についての取扱)

第九十二条 組合が第七十五條第一項第一号の業務を開始する際現に当該特定業種に關する事業を営む中小企業業者が共同して実施してゐる従業員のための退職金積立ての事業(以下この条において「積立事業」という。)で労働省令で定める

基準に適合すると労働大臣が認定するものに參加してゐる当該特定業種に關する事業を営む中小企業業者が、同号の業務の開始の日から一年以内に、当該組合との間に特定業種退職金共済契約を締結し、当該従業員が被共済者となつた場合において、当該中小企業業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事業に積み立てられてゐる金額の範囲内で政令で定める金額を当該組合に納付したときは、その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る特定業種掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について当該中小企業業者が積立事業に參加してゐた期間の月数(その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月)をこえることができない。

2 第七十九條第一項の規定は、前項の労働省令の制定について準用する。

第六章 調整

(被共済者に關する制限)

第九十三条 現に退職金共済契約の被共済者である者は、特定業種退職金共済契約の被共済者とならない。

2 現に特定業種退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする退職金共済契約を締結することができず、また、その者は、当該特定業種以外の特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者とならない。

(被共済者が移動した場合の取扱)

第九十四条 退職金共済契約の被共済者が退職した後一年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに歸すべき事由又はその都合によるものでないとき労働大臣が認めたときは、事業団は、その者に支給すべき退職金に相當する額(納付された掛金の総額がこれをこえる場合(第十條第三項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。))又は第十條第一項ただし書の規定に該當する場合は、納付された掛金の総額)のうち政令で定める金額を、政令で定めるところにより、その者に係る組合に引き渡さなければならない。

2 前項の引渡しがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、特定業種掛金納付月数の算定方法その他その者に対する特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

3 特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が退職金共済契約の被共済者となつた場合又は特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が当該特定業種以外の特定業種に係る特定業種退職金共済

昭和三十九年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その二) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

契約の被共済者となつた場合の取扱ひについては、前二項の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(従前の積立事業についての取扱ひ)

第二条 この法律の施行の際現に中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立ての事業(以下この条において「積立事業」という。)で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業者が、この法律の施行後一年以内に、当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、附則別表の上欄に定める金額に当

附則別表

金 額	月 数
一〇〇円	一月
二〇〇円	二月
三〇〇円	三月
四〇〇円	四月
五〇〇円	五月
六〇〇円	六月
七〇〇円	七月
八〇〇円	八月
九二〇円	九月

該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を百円で除した数に乗じて得た金額を事業団に納付したときは、同表の下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数(その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月)をこえることができない。

2 労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に關する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業退職金共済事業団」の下に「特定業種退職金共済組合」を加え、同条第二十七号ノ二中「中小企業退職金共済事業団」の下に「又ハ特定業種退職金共済組合」を加え、「又ハ第二号」を「若ハ第二号又ハ同法第七十五条第一項第一号若ハ第二号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ四中「中小企業退職金共済事業団」を削り、「第七条第三項ニ基キテ発スル」を「第七条第三項若ハ第八十五条ノ」に改め、「第十条」の下に「若ハ第八十二条」を加える。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第十二号中「並びに中小企業退職金共済事業団」の下に「及び特定業種退職金共済組合」を加える。

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「並びに中小企業退職金共済事業団」の下に「及び特定業種退職金共済組合」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の四中「中小企業退職金共済事業団」の下に「又は特定業種退職金共済組合」を加える。

第七條第七号中「中小企業退職金共済事業団」の下に「及び特定業種退職金共済組合」を加える。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに中小企業退職金共済事業団」の下に「及び特定業種退職金共済組合」を加える。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第九条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第六十三條第一項」を「第九十七條第一項」に改める。

一、〇二〇円	一〇月
一、一三〇円	十一月
一、二四〇円	十二月
一、三三〇円	一月
一、四四〇円	二月
一、五五〇円	三月
一、六六〇円	四月
一、七七〇円	五月
一、八八〇円	六月
一、九九〇円	七月
二、一〇〇円	八月
二、二〇〇円	九月
二、三〇〇円	十月
二、四〇〇円	十一月
二、五〇〇円	十二月

昭和三十一年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その二) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

二、二一〇円	二月
二、三三〇円	二月
二、四三〇円	二月
二、五五〇円	二月
二、六六〇円	二月
二、七七〇円	二月
二、八九〇円	二月
三、〇〇〇円	二月
三、一二〇円	二月
三、二三〇円	二月
三、三五〇円	二月
三、四七〇円	二月
三、五八〇円	二月
三、七〇〇円	二月
三、八二〇円	二月
三、九四〇円	二月
四、〇六〇円	二月
四、一八〇円	二月
四、三〇〇円	二月
四、四三〇円	二月
四、五五〇円	二月
四、六七〇円	二月
四、七九〇円	二月
四、九二〇円	二月
五、〇四〇円	二月
五、一七〇円	二月

五、三〇〇円	四月
五、四二〇円	四月
五、五五〇円	四月
五、六八〇円	四月
五、八一〇円	四月
五、九四〇円	四月
六、〇七〇円	四月
六、二〇〇円	四月
六、三三〇円	四月
六、四六〇円	四月
六、六〇〇円	四月
六、七三〇円	四月
六、八六〇円	四月
七、〇〇〇円	四月
七、一四〇円	四月
七、二七〇円	四月
七、四一〇円	四月
七、五五〇円	四月
七、六九〇円	四月
七、八二〇円	四月
七、九六〇円	四月
八、一〇〇円	四月
八、二五〇円	四月
八、三九〇円	四月
八、五三〇円	四月
八、六七〇円	四月

理 由

中小企業退職金共済制度について、適用事業主の範囲を拡大し、掛金月額を最高額を引き上げ、中小企業退職金共済事業団による中小企業者等に対する還元融資制度を創設する等その合理化を図るとともに、建設業その他の特定の業種に属する事業に期間を定めて雇用される従業員に關しその特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和三十九年三月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め

理 由

この条約は、外交関係並びに外交上の特権及び免除に関する国際慣習法を法典化したものであり、また、

関係議定書は、この条約の解釈又は適用から生ずる条約当事国間の紛争を国際司法裁判所による解決その他の平和的解決手続に付すべきことを規定したものである。わが国は、この条約の当事国となることによつて、国際法の法典化に寄与することとなるとともに、従来国際慣習法によつて規律されてきた諸国との外交関係並びに外交上の特権及び免除に關し条約の規定に準拠することができることとなり、ひいては諸国との外交関係を一層円滑化しうるものと認められる。よつて、この条約及び関係議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

外交関係に関するウィーン条約

この条約の当事国は、すべての国の国民が古くから外交官の地位を承認してきたことを想起し、

国の主権平等、国際の平和及び安全の維持並びに諸国間の友好関係の促進に關する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

外交関係並びに外交上の特権及び免除に關する国際条約が、国家組織及び社会制度の相違にかかわらず、諸国間の友好関係の発展に貢献するであらうことを信じ、

このような特権及び免除の目的が、個人に利益を与えることにあるのではなく、国を代表する外交使節団の任務の能率的な遂行を確保することにありことを認め、
この条約の規定により明示的に規制されていない問題については、引き続き国際慣習法の諸規則によるべきことを確認して、
次のとおり協定した。

第一條

この条約の適用上、

(a) 「使節団の長」とは、その資格において行動する任務を派遣国により課せられた者をいう。

(b) 「使節団の構成員」とは、使節団の長及び使節団の職員をいう。

(c) 「使節団の職員」とは、使節団の外交職員、事務及び技術職員並びに役務職員をいう。

(d) 「外交職員」とは、使節団の職員で外交官の身分を有するものをいう。

(e) 「外交官」とは、使節団の長又は使節団の外交職員をいう。

(f) 「事務及び技術職員」とは、使節団の職員で使節団の事務的業務又は技術的業務のために雇用されているものをいう。

(g) 「役務職員」とは、使節団の職員で使節団の役務に従事するものをいう。

(h) 「個人的使用人」とは、使節団の構成員の家事に従事する者で派遣

国が雇用する者でないものをいう。

(i) 「使節団の公館」とは、所有者のいかなる者であらう、使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附屬する土地(使節団の長の住居であるこれらのものを含む)をいう。

第二條

諸国間の外交関係の開設及び常駐の使節団の設置は、相互の同意によつて行なう。

第三條

1 使節団の任務は、特に、次のことから成る。

(a) 接受国において派遣国を代表すること。

(b) 接受国において、国際法が認める範囲内で派遣国及びその国民の利益を保護すること。

(c) 接受国の政府と交渉すること。

(d) 接受国における諸事情をすべての適法な手段によつて確認し、かつ、これらについて派遣国の政府に報告すること。

(e) 派遣国と接受国との間の友好関係を促進し、かつ、両国の経済上、文化上及び科学上の関係を発展させること。
2 この条約のいかなる規定も、使節団による領事任務の遂行を妨げるものと解してはならない。

第四條

1 派遣国は、自国が使節団の長として接受国に派遣しようとする者について接受国のアグレマンが与えられていることを確認しなければならぬ。

2 接受国は、アグレマンの拒否について、派遣国に対し、その理由を示す義務を負わない。

第五條

1 派遣国は、関係接受国に対し適當な通告を行なつた後、同一の使節団の長又は外交職員を同時に二以上の国に派遣することができ

る。ただし、いずれかの関係接受国が明示的に異議を申し入れた場合は、この限りでない。

2 派遣国は、同一の使節団の長を他の一又は二以上の国に派遣して

いる場合には、その使節団の長が常駐しない各国に臨時代理大使又は臨時代理公使を首席の職員とする使節団を設置することができる。

3 使節団の長又は使節団の外交職員は、国際機関における自国の代表として行動することができる。

第六條

二以上の国は、同一の者を同時にそれぞれの国の使節団の長として他の一国に派遣することができる。ただし、接受国が異議を申し入れた場合は、この限りでない。

第七條

第五條、第八條、第九條及び第十條の規定に従うことを条件として、派遣国は、使節団の職員を自由に任命することができる。使節団付きの陸軍駐在官、海軍駐在官又は空軍駐在官の任命については、接受国は、承認のため、あらかじめその氏名を申し出ることを要求することができる。

第八條

1 使節団の外交職員は、原則として、派遣国の国籍を有する者でないければならない。

2 使節団の外交職員は、接受国の国籍を有する者の中から任命してはならない。ただし、接受国が同意した場合は、この限りでない。接受国は、いつでも、この同意を撤回することができる。

3 接受国は、派遣国の国民でない第三国の国民についても、同様の権利を留保することができる。

第九條

1 接受国は、いつでも、理由を示さずに、派遣国に対し、使節団の長若しくは使節団の外交職員である者がベルソナ・ノン・グラータであること又は使節団のその他の職員である者が受け入れ難い者であることを通告することができる。その通告を受けた場合には、派遣国は、状況に応じ、その者を召還し、又は使節団におけるその者の任務を終了させなければならない。接受国は、いずれかの者がその領域に到着する前においても、その者がベルソナ・ノン・グラータであること又は受け入れ難い者であることを明らかにすることができる。

2 派遣国が1に規定する者に関するその義務を履行することを拒否した場合又は相当な期間内にこれを履行しなかつた場合には、接受国は、その者を使節団の構成員と認めることを拒否することができる。

第十條

1 接受国の外務省（合意により指定した他の省を含む。以下同じ。）は、次の事項について通告を受け取るものとする。

- (a) 使節団の構成員の任命、到着及び最終の出発又は使節団における任務の終了
- (b) 使節団の構成員の家族である者の到着及び最終の出発並びに、状況に応じ、いずれかの者が使節団の構成員の家族となる事実又は家族でなくなる事実
- (c) (a)に掲げる者が雇用している個人的使用人の到着及び最終の出発並びに、状況に応じ、そのような雇用が終了する事実
- (d) 接受国内に居住する者を使節団の構成員として又は特権及び免除を受ける権利を有する個人的使用人として雇用すること及びこれを解雇すること。

2 1に規定する到着及び最終の出発の通告は、可能な場合には、事前にも行なわなければならない。

第十一條

1 使節団の職員の数に關して特別の合意がない場合には、接受国は、使節団の職員の数を接受国が自国内の諸事情及び当該使節団の必要を考慮して合理的かつ正常と認める範囲内のものとするを要求することができる。

2 接受国は、また、同様の制限の下に、かつ、無差別の原則の下に、特定の職種の職員を受け入れることを拒否することができる。

第十二條

派遣国は、接受国による事前の明示の同意を得ないで、使節団の設置の場所以外の場所に、使節団の一部を構成する事務所を設置してはならない。

第十三條

1 使節団の長は、接受国において一律に適用されるべき一般的な習律に従い、自己の信任状を提出した時又は自己の到着を接受国の外務省に通告し、かつ、自己の信任状の真正な写しを外務省に提出し

た時において接受国における自己の任務を開始したものとみなされる。

2 信任状又はその真正な写しを提出する順序は、使節団の長の到着の日時によつて決定する。

第十四條

1 使節団の長は、次の三の階級に分かたれる。

- (a) 国の元首に対して派遣された大使又はローマ法王の大使及びこれらと同等の地位を有する他の使節団の長
- (b) 国の元首に対して派遣された公使及びローマ法王の公使
- (c) 外務大臣に対して派遣された代理公使

2 席次及び儀礼に關する場合を除くほか、階級によつて使節団の長を差別してはならない。

第十五條

使節団の長に与える階級は、関係国の間で合意するところによる。

第十六條

1 使節団の長は、それぞれの階級においては、第十三條の規定による任務開始の日時の順序に従つて席次を占めるものとする。

2 使節団の長の信任状の変更で階級の変更を伴わないものは、その使節団の長の席次に影響を及ぼさないものとする。

3 この條の規定は、ローマ法王の代表者の席次に關する習律で接受

国が容認するものに影響を及ぼすものではない。

第十七條

使節団の外交職員の席次は、使節団の長が接受国の外務省に通告するものとする。

第十八條

使節団の長の接受に關しよるべき手続は、当該接受国において、それぞれの階級につき同一でなければならない。

第十九條

1 使節団の長が欠けた場合又は使節団の長がその任務を遂行することができない場合には、臨時代理大使又は臨時代理公使が暫定的に使節団の長として行動するものとする。その臨時代理大使又は臨時代理公使の氏名は、使節団の長又は使節団の長がすることが不可能な場合には、派遣国の外務省が接受国の外務省に通告するものとする。

2 派遣国は、その使節団の外交職員が接受国にいない場合には、接受国の同意を得て、事務及び技術職員を使節団の日常の管理的事務の担当者に指定することができる。

第二十條

使節団及び使節団の長は、使節団の公館（使節団の長の住居を含む。）及び使節団の長の輸送手段に派遣国

の国旗及び国章を掲げる権利を有する。

第二十一条

1 接受国は、派遣国が自国の使節団のために必要な公館を接受国の法令に従つて接受国の領域内で取得することを容易にし、又は派遣国が取得以外の方法で施設を入手することを助けなければならない。

2 接受国は、また、必要な場合には、使節団が使節団の構成員のための適当な施設を入手することを助けなければならない。

第二十二條

1 使節団の公館は、不可侵とする。接受国の官吏は、使節団の長が同意した場合を除くほか、公館に立ち入ることができない。

2 接受国は、侵入又は損壊に対し使節団の公館を保護するため及び公館の安寧の妨害又は公館の威厳の侵害を防止するため適当なすべての措置を執る特別の責務を有する。

3 使節団の公館、公館内にある用具類その他の財産及び使節団の輸送手段は、搜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。

第二十三條

1 派遣国及び使節団の長は、使節団の公館(所有しているものであると賃借しているものであるとを問わない。)について、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。ただし、これらの賦課金又は租税であつて、提供された特定の役務に対する給付としての性質を有するものは、この限りでない。

2 この条に規定する賦課金又は租税の免除は、派遣国又は使節団の長と契約した者が接受国の法律に従つて支払うべき賦課金又は租税については適用しない。

第二十四條

使節団の公文書及び書類は、いずれの時及びいづれの場所においても不可侵とする。

第二十五條

接受国は、使節団に対し、その任務の遂行のため十分な便宜を与えなければならない。

第二十六條

接受国は、国の安全上の理由により立入りが禁止され又は規制されている地域に関する法令に従うことを条件として、使節団のすべての構成員に対し、自国の領域内における移動の自由及び旅行の自由を確保しなければならない。

第二十七條

1 接受国は、すべての公の目的のために使節団の自由な通信を許し、かつ、これを保護しなければならない。使節団は、自国の政

府並びに、いづれの場所にあるかを問わず、自国の他の使節団及び領事館と通信するにあたり、外交伝書使及び暗号又は符号による通信文を含むすべての適当な手段を用いることができる。ただし、使節団が、無線送信機を設置し、かつ、使用するには、接受国の同意を得なければならない。

2 使節団の公用通信は、不可侵とする。公用通信とは、使節団及びその任務に関するすべての通信をいう。

3 外交封印袋は、開き又は留置することができない。

4 外交封印袋である包みには、外交封印袋であることを外部から識別しうる記号を附さなければならない。また、外交上の書類又は公の使用のための物品のみを入れることができる。

5 外交伝書使は、自己の身分及び外交封印袋である包みの数を示す公文書が交付されていることを要し、その任務の遂行について接受国により保護されるものとする。その外交伝書使は、身体の不可侵を享有し、いかなる方法によつてもこれを抑留し又は拘禁することができない。

6 派遣国又はその使節団は、臨時の外交伝書使を指名することができる。その場合には、5の規定の適用があるものとする。ただし、5に規定する免除は、その外交伝書使が自己の管理の下にある外交封印袋を受取人に交付した時に、適用されなくなるものとする。

7 外交封印袋は、公認の入国空港に着陸することになつていゝ商業航空機の機長にその輸送を委託することができる。その機長は、外交封印袋である包みの数を示す公文書を交付されるが、外交伝書使とはみなされない。使節団は、その機長から直接にかつ自由に外交封印袋を受領するため、使節団の構成員を派遣することができる。

第二十八條

使節団がその公の任務の遂行にあつて課する手数料及び料金は、すべての賦課金及び租税を免除される。

第二十九條

外交官の身体は、不可侵とする。外交官は、いかなる方法によつても抑留し又は拘禁することができない。接受国は、相応な敬意をもつて外交官を待遇し、かつ、外交官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害をも防止するためすべての適当な措置を執らなければならない。

第三十條

1 外交官の個人的住居は、使節団の公館と同様の不可侵及び保護を享有する。

2 外交官の書類、通信及び、第三十一条3の規定による場合を除くほか、その財産も、同様に、不可侵を享有する。

第三十一條

1 外交官は、接受国の刑事裁判権からの免除を享有する。外交官は、また、次の訴訟の場合を除くほか、民事裁判権及び行政裁判権からの免除を享有する。

(a) 接受国の領域内にある個人の不動産に関する訴訟(その外交官が使節団の目的のため派遣国に代わつて保有する不動産に関する訴訟を含まない。)

(b) 外交官が、派遣国の代表者としてではなく個人として、遺言執行者、遺産管理人、相続人又は受遺者として関係している相続に関する訴訟

(c) 外交官が接受国において自己の公の任務の範囲外で行なう職業活動又は商業活動に関する訴訟

2 外交官は、証人として証言を行ふ義務を負わない。

3 外交官に対する強制執行の措置は、外交官の身体又は住居の不可侵を書さないことを条件として、1(a)、(b)又は(c)に規定する訴訟の場合にのみ執ることができ。

4 外交官が享有する接受国の裁判権からの免除は、その外交官を派

遣国の裁判権から免れさせるものではない。

第三十二条

1 派遣国は、外交官及び第三十七条の規定に基づいて免除を享有する者に対する裁判権からの免除を放棄することができる。

2 放棄は、常に明示的に行なわれなければならない。

3 外交官又は第三十七条の規定に基づいて裁判権からの免除を享有する者が訴えを提起した場合に、本訴に直接に関連する反訴について裁判権からの免除を援用することができない。

4 民事訴訟又は行政訴訟に関する裁判権からの免除の放棄は、その判決の執行についての免除の放棄をも意味するものとみなしてはならない。判決の執行についての免除の放棄のためには、別にその放棄をすることを必要とする。

第三十三条

1 外交官は、8の規定に従うことを条件として、派遣国のために提供された役務について、接受国で施行されている社会保障規程の適用を免除される。

2 1に規定する免除は、また、次のことを条件として、もつぱら外交官に雇用されている個人的使用人にも適用される。

(a) その使用人が、接受国の国民でないこと、又は接受国内に通常居住していないこと。

(b) その使用人が派遣国又は第三国で施行されている社会保障規程の適用を受けていること。

3 2に規定する免除が適用されない者を雇用している外交官は、接受国の社会保障規程が雇用者に課する義務に従わなければならない。

4 1及び2に規定する免除は、接受国における社会保障制度への自発的な参加を妨げるものではない。ただし、その参加には、接受国の許可を必要とする。

5 この条の規定は、社会保障に関する二国間又は多数国間の協定ですでに締結されたものに影響を及ぼすものではなく、また、将来におけるこのような協定の締結を妨げるものではない。

第三十四条

外交官は、次のものを除くほか、人、動産又は不動産に関し、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。

(a) 商品又は役務の価格に通常含まれるような間接税

(b) 接受国の領域内にある個人の不動産に対する賦課金及び租税（その外交官が使節団の目的のため派遣国に代わって保有する不動産に対する賦課金及び租税を含まない。）

(c) 第三十九条4の規定に従うことを条件として、接受国によつて課される遺産税又は相続税

(d) 接受国内に源泉がある個人的所得に対する賦課金及び租税並びに接受国内の商業上の企業への投資に対する資本税

(e) 給付された特定の役務に対する課徴金

(f) 第二十三条の規定に従うことを条件として、登録税、裁判所手数料若しくは記録手数料、担保税又は印紙税であつて、不動産に関するもの

第三十五条

接受国は、外交官に対し、すべての人的役務、種類のいかなるものを問わずすべての公的役務並びに徴税、軍事上の金銭的負担及び宿舍割当てに関する義務のような軍事上の義務を免除する。

第三十六条

1 接受国は、自国が制定する法令に従つて、次の物品の輸入を許可し、かつ、それらについてすべての関税、租税及び関係がある課徴金を免除する。ただし、倉入れ、運搬及びこれらに類似する役務に対する課徴金は、この限りでない。

(a) 使節団の公の使用のための物品

(b) 外交官又はその家族の構成員でその世帯に属するものの個人的な使用のための物品

(c) 外交官の居住のための物品を含む。

2 外交官の手荷物、検査を免除される。ただし、手荷物中に1に掲げる免除の適用を受けない物品又は輸出入が接受国の法律によつて禁止されており若しくはその検査規則によつて規制されている物品が含まれていると推定すべき重大な理由がある場合は、この限りでない。その場合には、検査は、当該外交官又は当該外交官が委任した者の立会いの下においてのみ行なわれなければならない。

第三十七条

1 外交官の家族の構成員でその世帯に属するものは、接受国の国民でない場合には、第二十九条から第三十六条までに規定する特権及び免除を享有する。

2 使節団の事務及び技術職員並びにその家族の構成員でその世帯に属するものは、接受国の国民でない場合又は接受国に通常居住していない場合には、第二十九条から第三十五条までに規定する特権及び免除を享有する。ただし、第三十一条1に規定する接受国の民事裁判権及び行政裁判権からの免除は、その者が公の任務の範囲外で行なつた行為には及ばない。前記の者は、また、最初の到着にあつて輸入する物品について、第三十六条1に規定する特権を享有する。

3 使節団の役務職員であつて、接受国の国民でないもの又は接受国に通常居住していないものは、その公の任務の遂行にあたつて行なつた行為についての裁判権からの免除、自己が雇用されていることによつて受ける報酬に対する賦課金及び租税の免除並びに第三十三条に規定する免除を享有する。

4 使節団の構成員の個人的使用人は、接受国の国民でない場合又は接受国に通常居住していない場合には、自己が雇用されていることによつて受ける報酬に対する賦課金及び租税を免除される。その他の点については、その者は、接受国によつて認められている限度まで特権及び免除を享有する。もつとも、接受国は、その者に対して裁判権を行使するには、使節団の任務の遂行を不当に妨げないような方法によらなければならない。

第三十八条

1 接受国の国民である外交官又は接受国に通常居住している外交官は、その任務の遂行にあたつて行なつた行為についての裁判権からの免除及び不可侵を享有する。

ただし、接受国によつてそれ以上の特権及び免除が与えられる場合は、この限りでない。

2 外交職員以外の使節団の職員又は個人的使用人であつて、接受国の国民であるもの又は接受国内に通常居住しているものは、接受国によつて認められている限度まで特権及び免除を享有する。もつとも、接受国は、その者に対して裁判権を行使するには、使節団の任務の遂行を不当に妨げないような方法によらなければならない。

第三十九条

1 特権及び免除を受ける権利を有する者は、赴任のため接受国の領域にはいつた時又は、すでに接受国の領域内にある場合には、自己の任命が外務省に通告された時から、特権及び免除を享有する。

2 特権及び免除を享有する者の任務が終了した場合には、その者の特権及び免除は、通常その者が接受国を去る時に、又は、接受国を去るために要する相当な期間が経過したときは、その時に消滅する。ただし、その時まで、その特権及び免除は、武力抗争が生じた場合においても存続するものとす。また、前記の者が使節団の構成員として任務を遂行するにあつて行なつた行為についての裁判権からの免除は、その者の特権及び免除の消滅後も引き続き存続するものとする。

3 使節団の構成員が死亡した場合において、その家族は、接受国を去るために要する相当な期間が経過する時まで、自己が受ける権利を有する特権及び免除を引き続き享有する。

4 使節団の構成員であつて、接受国の国民でないもの若しくは接受国に通常居住していないもの又はそれらの者の家族の構成員であつて、その世帯に属するものが死亡した場合において、接受国は、その者が接受国内で取得した財産で死亡の時に輸出を禁止されていたものを除くほか、その者の財産の持出しを許可するものとする。その者が使節団の構成員又はその家族として接受国にあつたことのみに基づいて接受国に所在する動産に対しては、遺産税及び相続税を課さない。

第四十条

1 外交官が、赴任、帰任又は帰国の途中において、旅券査証が必要な場合にその査証を与えた第三国の領域内にある場合には、その第三国は、その外交官に、不可侵及びその通過又は帰還を確実にするため必要な他の免除を与えなければならない。外交官の家族で特権若しくは免除を享有するものがその外交官と同行する場合又はその外交官のもとにおもむくために若しくは帰国するために別個に旅行

中である場合についても、同様とする。

2 1に規定する場合と同様の場合において、第三国は、使節団の事務及び技術職員若しくは役務職員又はそれらの者の家族が当該第三国の領域を通過することを妨げてはならない。

3 第三国は、暗号又は符号による通信文を含む通過中のすべての公用通信に対し、接受国が与えるべき自由及び保護と同様の自由及び保護を与えなければならない。第三国は、旅券査証が必要な場合にその査証を与えられた通過中の外交伝書使及び通過中の外交封印袋に対し、接受国が与えるべき不可侵及び保護と同様の不可侵及び保護を与えなければならない。

4 1、2及び3の規定に基づき第三国が有する義務は、それらの項に規定する者並びに公用通信及び外交封印袋が不可抗力によつて当該第三国の領域内にはいつた場合についても、また、同様とする。

第四十一条

1 特権及び免除を害することなく、接受国の法令を尊重すること、特権及び免除を享有するすべての者の義務である。それらの者は、また、接受国の国内問題に介入しない義務を有する。

2 派遣国がその使節団に課した接受国を相手方とするすべての公的職務は、接受国の外務省を相手方として、又は接受国の外務省を通じて、行なうものとする。

3 使節団の公館は、この条約、一般国際法の他の規則又は派遣国と接受国との間で効力を有する特別の合意により定める使節団の任務と両立しない方法で使用してはならない。

第四十二条

外交官は、接受国内で、個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動をも行なつてはならない。

第四十三条

外交官の任務は、特に、次の時に於いて終了する。
(a) 派遣国が、接受国に対し、その外交官の任務が終了した旨の通告を行なつた時

(b) 接受国が、派遣国に対し、第九条2の規定に従つて、その外交官を使節団の構成員と認めることを拒否する旨の通告を行なつた時

第四十四条

接受国は、武力抗争が生じた場合においても、特権及び免除を享有する者で接受国の国民でないもの及びその家族（国籍のいかんを問わなない）ができる限り早い時期に退去できるように便宜を与えなければならない。特に、接受国は、必要な場合には、それらの者及びその財産のために必要な輸送手段を提供しなければならない。

第四十五条

二国間で外交関係が断絶した場合又は使節団が永久的に若しくは一時的に召還された場合には、

(a) 接受国は、武力抗争が生じたときにおいても、使節団の公館並びに使節団の財産及び公文書を尊重し、かつ、保護しなければならない。

(b) 派遣国は、接受国が容認することができ第三国に、使節団の公館並びに財産及び公文書の管理を委託することができ。

(c) 派遣国は、接受国が容認することができ第三国に、自国の利益及び自国民の利益の保護を委託することができ。

第四十六条

派遣国は、接受国に使節団を設置していない第三国の要請に基づき、接受国の事前の同意を得て、当該第三国及びその国民の利益を一時的に保護することができ。

第四十七条

1 接受国は、この条約の規定を適用するにあつて、国家間に差別をしてはならない。

2 もつとも、次の場合には、差別が行なわれているものとはみなされない。

(a) この条約のいずれかの規定が、派遣国において、接受国の使節団に対して制限的に適用されていることを理由として、接受国が当該いづれかの規定を制限的に適用する場合

(b) 諸国が、慣習又は合意により、この条約の規定が定める待

遇よりも一層有利な待遇を相互に与えている場合

第四十八条

この条約は、千九百六十一年十月三十一日まではオーストリア連邦外務省で、その後は千九百六十二年三月三十一日までニューヨークの国際連合本部で、国際連合又はそのいずれかの専門機関のすべての加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の当事国になるよう国際連合総会により招請された他の国による署名のため開放しておく。

第四十九条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

第五十条

この条約は、第四十八条に規定する四の種類のいずれかに属する国による加入のため開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

第五十一条

1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日から三十日目の日に効力を生ずる。

2 二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する各国については、この条約は、その国の批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第五十二条

国際連合事務総長は、第四十八条に規定する四の種類のいずれかに属するすべての国に次の事項を通報するものとする。

(a) 第四十八条、第四十九条及び第五十条の規定に従って行なわれるこの条約の署名及び批准書又は加入書の寄託

(b) 第五十一条の規定に従ってこの条約が効力を生ずる日

第五十三条

この条約の原本は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。事務総長は、第四十八条に規定する四の種類のいずれかに属するすべての国にその認証原本を送付するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十一年四月十八日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

アルバニアのために

S・チャルチャニ

アルゼンティンのために

C・ボリーニ・シヨ

オーストラリアのために

オーストリアのために

クライスキー

ベルギーのために

G・デルコワニ

千九百六十一年十月二十三日

ボリヴィアのために

ブラジルのために

J・デ・ソウザ・レオン

ブルガリアのために

I・ダスカロフ

Y・ゴレマノフ

ビルマのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

S・シャルドワイコ

カンボディアのために

カメルーンのために

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

セイロンのために

R・S・S・グネワルドゥネ

チャードのために

チリのために

ルイス・メロ・レカトリス

中国のために

胡慶育

陳啓礎

コロンビアのために

M・アグデロ・G

アントニオ・パヨナ

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(レオポルドヴィル)のために

J・カハンバ

コスタ・リカのために

キューバのために

サイプラスのために

チェコスロヴァキアのために

ドクトル リハルド・イエー

ジエック

ダホメのために

デンマークのために

H・H・シュレーデル

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

第三十七条2、3及び4の規定を留保して

N・M・ボンセ

エル・サルヴァドルのために

エチオピアのために

ドイツ連邦共和国のために

ウエルネル・ダンクウオルト

マラヤ連邦のために

フィンランドのために

オックス・ワルティオヴァー

ラ

千九百六十一年十月二十日

フランスのために

ガボンのために

ガーナのために

E・O・アサフ・アジェイ

E・コジョエ・ダジ

ギリシャのために

グアテマラのために

フランススコ・リナーレス・アラランダ

ギニアのために

ハイチのために

ヴァチカンのために

司祭 アゴステイノ・カザ

ローリ

司祭 オッタヴィア・デ・

リヴァ

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

ウシトル・エンドレ

アイスランドのために

インドのために

インドネシアのために

イランのために

教授、ドクトル A・マティ

ネリダフタリイ

千九百六十一年五月二十七日

イラクのために

アイルランドのために

T・J・ホラン

D・P・ウォールドロン

イスラエルのために

ジョセフ・リント

イタリアのために

象牙海岸のために

昭和三十一年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その二) 外交關係に關するウイーン條約及び關係議定書の締結について承認を求めるの件

七二二

日本國のために ジョルダンのために クウェイトのために ラオスのために レバノンのために E・ドナト リベリアのために N・バーンズ リビアのために リヒテンシュタインのために ハインリッヒ・プリントツ・フォン・リヒテンシュタイン ルクセンブルグのために マダガスカルのために マリのために メキシコのために カルロス・ダリオ・オヘー ダ フェデリコ・A・マリスカル マヌエル・カブレラ モナコのために モロッコのために ネパールのために オランダのために ニュー・ジラランドのために	ニカラグアのために ニジェールのために ナイジェリアのために ノールウェーのために エーギル・アムリ パキスタンのために パナマのために J・E・レフエーブレ パラグアイのために ペルーのために フィリピンのために ロベルト・レガラ 千九百六十一年十月二十 ポーランドのために ヘンリク・ビレツキ ミロ斯拉フ・ガシヨロフスキ ポルトガルのために 大韓民國のために ヴァイエトナム共和國のために ルーマニアのために デイミトリウ サン・マリノのために ドクトル ヴイル・ミューレ ルーフエムベック 千九百六十一年十月二十 五日 サウディ・アラビアのために セネガルのために	L・ボワシェル・パリユン ソマリアのために スペインのために スーダンのために スウェーデンのために Z・プシブイシエフスキ・ヴェスルupp スイスのために パウル・ルューゲル タイのために O・ワニクン 千九百六十一年十月三十日 トーゴのために テュニジアのために トルコのために ウクライナ・ソヴェト社会主義共和國のために K・ザビガイロ 南アフリカ連邦のために ソヴェト社会主義共和國連邦のために トゥンキン アラブ連合共和国のために グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王國のために パトリック・ディーン 千九百六十一年十二月十 一日 アメリカ合衆國のために H・フリーマン・マッシュューズ 千九百六十一年六月二十 九日	上ヴォルタのために ウルグアイのために ネルソン・イリニス・カーサス ヴェネズエラのために ラモン・カルモーナ 別記の留保を附して 本官は、本官が代表する政府のために、外交關係に關するウイーン條約に次の留保を附することを希望する。 (1) ヴェネズエラは、千八百七十六年五月二十三日の法律第二條の規定により、同一の者が外交任務及び領事任務の双方を遂行することを許さない。 したがつて、ヴェネズエラは、前記の條約の第三條2の規定を受諾することができない。 (2) 現行のヴェネズエラの法律により、事務及び技術職員又は役務職員については、特権及び免除を適用することができない。この理由により、ヴェネズエラは、同條約の第三十七條2、3及び4の規定を受諾しない。 (3) ヴェネズエラの憲法によれば、すべてのヴェネズエラ國民は、法の下に平等であつて、かつ、何人も、特別の特権を享有することができない。この理由により、本官は、	同條約の第三十八條の規定に正式の留保を附するものである。 千九百六十一年四月十八日にウイーンで ヴェネズエラ共和國代表 ラモン・カルモーナ イエメンのために ユーゴスラヴィアのために 批准を留保して ミラン・バルトシ ラザール・リリツチ 紛争の義務的解決に關する選択議定書 この議定書及び千九百六十一年三月二日から同年四月十四日までウイーンで開催された國際連合の會議において採択された外交關係に關するウイーン條約(以下「條約」という)の當事國は、 條約の解釈又は適用から生ずるあらゆる紛争を、自國に關するものである限り、他の解決方法が當事國により合理的な期間内に合意される場合を除くほか、國際司法裁判所の義務的管轄に付託する希望を有することを表明して、 次のとおり協定した。 第一條 條約の解釈又は適用から生ずる紛争は、國際司法裁判所の義務的管轄の範圍内に屬するものとし、したがつて、これらの紛争は、この議定書の當事國である紛争のいずれかの當事國が行なう請求により、國際司法裁判所に付託することができる。
--	---	--	---	--

第二条

両当事国は、一方の当事国が、他方の当事国に対し、紛争が存在する旨の見解を通告した後二箇月の期間内に、その紛争を国際司法裁判所に付託することなく仲裁裁判所に付託することにつき合意することができ、前記の期間が経過した後は、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

第三条

1 両当事国は、第二条に規定する二箇月の期間内においては、国際司法裁判所に付託する前に調停手続を執ることに付き、合意することができる。

2 調停委員会は、その構成の後五箇月以内に勧告を行なわなければならない。勧告が行なわれた後二箇月以内に紛争の当事国がその勧告を受諾しない場合には、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

第四条

条約、国籍の取得に関する選択議定書及びこの議定書の当事国は、国籍の取得に関する選択議定書の解釈又は適用から生ずる紛争についてこの議定書の規定を適用することを、いつでも、宣言することができる。その宣言は、国際連合事務総長に通告するものとする。

第五条

この議定書は、千九百六十一年十月三十一日まではオーストリア外務省で、その後は千九百六十二年三月三十一日までニューヨークの国際

連合本部で、条約の当事国となるすべての国による署名のため開放しておく。

第六条

この議定書は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

第七条

この議定書は、条約の当事国となるすべての国による加入のため開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

第八条

1 この議定書は、条約の効力発生の日又はこの議定書の二番目の批准書若しくは加入書が国際連合事務総長に寄託された日から三十日目の日のいずれかおそい日に効力を生ずる。

2 1の規定に従つて効力を生じた後にこの議定書を批准し又はこれに加入する各国については、この議定書は、その国の批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第九条

国際連合事務総長は、条約の当事国となるすべての国に次の事項を通報するものとする。

(a) 第五条、第六条及び第七条の規定に従つて行なわれるこの議定書の署名及び批准書又は加入書の寄託

(b) 第四条の規定に従つて行なわれる宣言

(c) 第八条の規定に従つてこの議定書が効力を生ずる日

第十条

この議定書の原本は、中国語、英

語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。事務総長は、第五条に規定するすべての国にその認証謄本を送付するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百六十一年四月十八日にウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

アルバニアのために

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

クライスキー

ベルギーのために

G・デルコワニ

千九百六十一年十月二十三日

ポリヴィアのために

ブラジルのために

ブルガリアのために

ビルマのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カンボディアのために

カメルーンのために

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

セイロンのために

チャードのために

チリのために

中国のために

胡慶育

陳啓礎

コロンビアのために

M・アグデロ・G

アントニオ・パヨーナ

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(レオポルドヴィル)のために

コスタ・リカのために

キューバのために

サイプラスのために

チェッコスロヴァキアのために

ダホメのために

デンマークのために

H・H・シュレーデル

エクアドルのために

N・M・ボンセ

エル・サルヴァドルのために

エチオピアのために

ドイツ連邦共和国のために

ウエルネル・ダンクウォルト

マラヤ連邦のために

フィンランドのために

オット・ワルティオヴァーラ

千九百六十一年十月二十日

フランスのために

ガボンのために

ガーナのために

E・O・アサフリアジエ

E・コジョエ・ダジ

ギリシャのために

グアテマラのために

ギニアのために

ハイティのために

ヴァチカンのために

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

アイスランドのために

インドのために

昭和三十九年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その二) 外交関係に関するウイーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

七二四

インドネシアのために

イランのために

教授、ドクトル A・マティ
ネリダフタリイ
千九百六十一年五月二十
七日

イラクのために

アイルランドのために

T・J・ホラン
D・P・ウオールドロ
イスラエルのために
ジョセフ・リント

政府の承認を条件として
イタリアのために

象牙海岸のために

日本国のために

ヨルダンのために

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

E・ドナト

リベリアのために

リビアのために

リヒテンシュタインのために
ハインリッヒ・プリント
フォン・リヒテンシュタイン

ルクセンブルグのために

マダガスカルのために

マリのために

メキシコのために

モナコのために

モロッコのために

ネパールのために

オランダのために

ニュー・ジラランドのために

ニカラグアのために

ニジェールのために

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

エーギル・アムリ

パキスタンのために

パナマのために

パラグアイのために

ペルーのために

フィリピンのために
ロベルト・レガラ

千九百六十一年十月二十
日

ポーランドのために

ポルトガルのために

大韓民国のために

ヴァイエトナム共和国のために

ルーマニアのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

セネガルのために

ソマリアのために

スペインのために

スーダンのために

スウェーデンのために

Z・プシプイシェフスキ
ヴェスルupp

スイスのために
パウ・ル・ル・ゲル

タイのために

トーゴのために

テュニジアのために

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義
共和国のために

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために

アラブ連合共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイ
ランド連合王国のために

パトリック・ディーン
千九百六十一年十二月十
一日

アメリカ合衆国のために

H・フリーマン・マシューズ
千九百六十一年六月二十
九日

上ヴォルタのために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

批准を留保して
ミラン・バルトシ
ラザール・リリッチ

企業資本充実のための資産再評価
等の特別措置法の一部を改正する
法律案

右

国会に提出する。
昭和三十九年二月二十七日
内閣総理大臣 池田 勇人

企業資本充実のための資産再評
価等の特別措置法の一部を改正
する法律

企業資本充実のための資産再評価
等の特別措置法(昭和二十九年法律
第百四十二号)の一部を次のように
改正する。

目次中「(第六条―第十八条の七)」
を「(第六条―第十八条の九)」に改め
る。

第二条第二項中「第十八条の七」を
「第十八条の九」に改める。

第四条第四項中「昭和四十年三月
三十一日」を「昭和四十三年三月三十
一日」に改める。

第十条第三項、第十二条第三項及
び第十三条第一項中「第十八条の六」
を「第十八条の八」に改める。

第十七条第一項中「第二百八十八
条ノ二第一号又は第二号」を「第二百
八十八条ノ二第一号第一号又は第二
号」に改め、同条第二項中「第十八
条の七」を「第十八条の六」に改め
る。

第十八条第一項第一号中「第三十
七条第五項」を「第三十七條第四項」
に改める。

第十八条の三第二項中「第十八条
の六」を「第十八条の八」に改める。

第十八条の四第一項第四号を次の
ように改める。

四 当該事業年度において減価償
却資産について行なつた減価償
却の額(減価償却資産について
計上した引当金がある場合にお
いては、当該引当金の額を含
む。次条、第十八条の六、第三
十六条第一項及び第四十条第二
項において同じ。)の合計額が当
該事業年度の減価償却資産の普
通償却額(引当金の合計額の百分の
九十に相当する金額に満たない
場合(第一号に掲げる場合を除
く。))百分の十

第十八条の四第二項を削る。

第十八条の七の見出し中「資本組入の促進」を「処理」に改め、同条中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、「(同族会社を除く。)」を削り、「資本組入の促進」を「処理」に改め、同条を第十八条の九とし、第十八条の六中「再評価実施会社(同族会社を除く。)」は、昭和三十七年七月一日を、株式会社は、昭和三十九年四月一日に改め、同条を第十八条の八とし、第十八条の五第一項中「又は前条第一項第四号」を「第十八条の四第四号、第十八条の五第四号又は前条第三号」に改め、同条第二項中「前三条」を「前五条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十八条の七とする。

3 第十八条の三第二項の規定は、第十八条の四第四号、第十八条の五第四号又は前条第三号の規定を適用する場合について準用する。第十八条の四の次に次の二条を加える。

第十八条の五 再評価実施会社(同族会社を除く。)は、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十二年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合(第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の十に相当する金額以下である場合、第四号に掲げる場合にあつては、当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額

が、大蔵省令の定める額の範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて当該普通償却範囲額の合計額に満たないこととなる場合を除く。)に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一 資本組入割合が百分の五十に満たない場合 百分の十
二 資本組入割合が百分の五十以上で、百分の七十に満たない場合(第四号に掲げる場合を除く。) 百分の十二
三 資本組入割合が百分の七十以上で、百分の八十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。) 百分の十五

四 当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却範囲額の合計額に満たない場合(第一号に掲げる場合を除く。) 百分の十
第十八条の六 再評価実施会社(同族会社を除く。)は、昭和四十二年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の十に相当する金額以下である場合、第三号に掲げる場合にあつては、当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が、大蔵省令の定める額の範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて当該普通償却範囲額の合計額に満たないこととなる場合を除く。)に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一 資本組入割合が百分の六十に満たない場合 百分の十
二 資本組入割合が百分の六十以上で、百分の八十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。) 百分の十二
三 当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却範囲額の合計額に満たない場合(第一号に掲げる場合を除く。) 百分の十
第三十六條第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、「損益計算書には」の下に「大蔵省令で定めるところにより」を加える。

第四十條第二項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。
第四十八條第一項第二号中「第十

額が資本の額の百分の十に相当する金額以下である場合、第三号に掲げる場合にあつては、当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が、大蔵省令の定める額の範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて当該普通償却範囲額の合計額に満たないこととなる場合を除く。)に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

八条の四」を「第十八条の六」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第七十條第一項第二号の二中「第十八条の六」を「第十八条の八」に改める。

3 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第八十條第二項中「第十八条の六」を「第十八条の八」に改める。

理 由
開放経済体制への移行に対処して企業経営の一層の健全化に資するため、現行の再評価積立金の資本組入割合等による配当制限措置を経営の実情に即し若干改正して、暫時存置することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律

旅行あつ、旋業法(昭和二十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「外国人又は外国人及び日本人を対象とする」を「邦人旅行あつ、旋業以外の」に改める。
第二条第四項及び第三条ただし書中「日本人を」と「日本人の本邦内の旅行のみを」に改める。

第四条第一項第五号中「及び住所」を削る。
第五条第二項中「且つ、告示し」を削る。
第七条第四項中「告示をした日」を「通知を受けた日」に改める。

第九条第一項中「二十万円」を「三十万円」に、「五万円」を「七万円」に、「二万円」を「三万円」に、「五万円」を「七万円」に改める。
第十条第一項ただし書中「五十万円」を「七十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第十二條第一項中「日本人を」を「日本人の本邦内の旅行のみを」に改める。
第十三条を次のように改める。
(不正行為の禁止)
第十三条 旅行あつ、旋業を営む者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 第十二條第一項の規定による料金の届出をしないで料金を收受し、又は届け出た料金をこえ

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十九年三月十八日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田中蔵

七
一
六

ホテルに提示すべき事項 外客に接する従業員に施すべき外客接遇上必要な教育の程度及び方法その他外客の利便の確保のために登録ホテル業を営む者の遵守すべき事項は、省令で定める。

2 主務大臣は、登録ホテル業を営む者が前項の省令の定める事項を

遵守してないため外客の利便が確保されていないと認めるときは、当該登録ホテル業を営む者に對し、登録を受けたホテルの施設の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第十一條第一号中「第六條第二項」の下に「若しくは第六條の二第二項」を加える。

第十六條を次のように改める。

(報告及び検査)

第十六條 主務大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、登録ホテル業を営む者に対し、その事業に關し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録を受けたホテルに立ち入り、ホテルの施設、これに關する書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十八條中「(料金)」を「(料金及び宿泊約款)」、第六條の二(遵守事項)に、「(報告)」を「(報告及び検査)」に改める。

第三十二條第四号中「第十六條」を「第十六條第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第十六條第二項(第二十八條において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

別表第一第五号ロ中「冷温水設備」を「冷水及び温水を出すことのできる洗面設備」に改める。

別表第一第六号を次のように改める。

六 使用のために用水を取り替えることのできる設備を有する浴室(以下「基準浴室」という。)又は冷水及び温水を出すことのできるシャワー設備のあるシャワー室(以下「基準シャワー室」という。)及び座便式便器を備えた便所が附屬している洋式客室の数が、洋式客室総数の三分の一以上あること。

別表第一第七号の次に次の一号を加える。

七の二 建物の主たる出入口のある階又は客の用に供する最下の階から数えて四番目以上の階を客の用に供する場合は、建物の主たる出入口のある階から客の用に供する階へ通ずる乗用の昇降機があること。

別表第一第十四号中「且つ、座便式のものがあり」を削り、「區別があること」を「區別があり、かつ、座便式便器の備付けがあること」に改める。

別表第三第二号の次に次の一号を加える。

二の二 ロビーその他の客の共用に供する室があること。

別表第三第三号中「を」とし、トを「と」とし、ホの次に次のように加える。

へ 洗面設備があること。

別表第三第三号の二中「専用の」を「冷水及び温水を出すことのできる」に改める。

別表第三第四号及び第四号の二を次のように改める。

四 基準浴室又は基準シャワー室及び座便式便器を備えた便所が附屬している基準客室の数が、二室以上で、かつ、基準客室総数の十分の一以上あること。

四の二 基準浴室又は基準シャワー室が附屬していない基準客室の數に相應した數の共用の基準浴室又は基準シャワー室で、その入口にかぎをかけることのできるものがあること。

別表第三第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 建物の主たる出入口のある階又は客の用に供する最下の階から数えて四番目以上の階を客の用に供する場合は、建物の主たる出入口のある階から客の用に供する階へ通ずる乗用の昇降機があること。

別表第三第九号中「水洗式で座便式の便所があり、且つ、その」を「便所は水洗式であり、」に、「區別があること」を「區別があり、かつ、座便式便器の備付けがあること」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に登録ホテル業又は登録旅館業を営んでいる者が、その現に実施している宿泊約款については、改正後の第六條第一項(改正後の第二十八條において準用する場合を含む。)中「実施前に」とあるのは、「国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日から三十日以内」とする。

3 この法律の施行前に第三條(第二十八條において準用する場合を含む。)の規定により登録を受けたホテル又は旅館の施設については、改正後の別表第一(第七号の二を除く。)及び別表第三(第四号の二を除く。)の規定にかかわらず、この法律の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

4 前項に規定するホテル又は旅館の建物であつて、この法律の施行の際現に改正後の別表第一第七号の二又は別表第三第四号の三の規定に適合しないものについては、これらの規定は、当該建物について増築又は改築(客の用に供する部分に係るものに限り。)の工事が行なわれるまでの間は、適用しない。

5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

労働省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十一年二月五日
内閣総理大臣 池田 勇人

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條の二第四項中「第十一号の三」を「第十一号の四」に改める。

第六條第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 労働研修所の管理及び監督を行ふこと。

第八條第一項第十号中「労働衛生研究所及び労働基準監督官研修所」を「労働衛生研究所」に改め、同条第一項中「労働基準監督官」を「労働省の所管行政に係る事務を担当する職員等」に改める。

第十二條中「労働基準監督官研修所」を「労働基準監督官研修所」に改め、同条第一項中「労働基準監督官」を「労働省の所管行政に係る事務を担当する職員等」に改める。

第二十二條の表中「二四、一四〇人」を「二四、七八六八人」に、「二四、三五七人」を「二五、〇〇三人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

理 由

最近における労働行政の業務内容の複雑化及び高度化並びに事務量の

著しい増加の傾向にみえ、労働省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な訓練を統一的かつ効果的に実施するため、労働省本省に労働研修所を置くとともに、事務の円滑な遂行を期するため、労働省本省の職員の定員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十一年二月七日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本電信電話公社法の一部を改正する法律

日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

(投資)

第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、公社の委託を受けて公衆電気通信業務の一部を行なうことを主たる目的とする事業及び公社の公衆電気通信業務の運営に特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資することができる。

2 前項の規定により公社が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本電信電話公社について、その業務の運営上必要があるときは、その委託を受けて公衆電気通信業務の一部を行なうことを主たる目的とする事業等に投資するの必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立教育会館法案

右
国会に提出する。

昭和三十一年二月十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

国立教育会館法案

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)
- 第三章 評議員会(第十八条―第十九条)
- 第四章 業務(第二十条―第二十一条)
- 第五章 財務及び会計(第二十二条―第三十一条)
- 第六章 監督(第三十二条―第三十三条)
- 第七章 雑則(第三十四条―第三十五条)
- 第八章 罰則(第三十六条―第三十七条)

附則

第一章 総則

第一条(目的) 国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 国立教育会館(以下「教育会館」という。)は、法人とする。

第三条 教育会館は、事務所を東京都に置く。

第四条 教育会館の資本金は、教育会館の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、教育会館に追加して出資することができる。

3 教育会館は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により教育会館に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(定款) 第五条 教育会館は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会及び評議員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記) 第六条 教育会館は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用) 第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、教育会館について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 教育会館に、役員として、館長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務及び権限) 第九条 館長は、教育会館を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、館長の定めるところにより、館長を補佐して教育会館の業務を掌理し、館長に事故があるときはその職務を代理し、館長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、教育会館の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、館長又は館長を通じて文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の任期) 第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項) 第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任) 第十三条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適合しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止) 第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限) 第十五条 教育会館と館長との利益が相反する事項については、館長は、代表権を有しない。この場合には、監事が教育会館を代表する。

(職員任命)

第十六条 教育会館の職員は、館長が任命する。

第十七条 教育会館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十八条 教育会館に評議員会を置く。

2 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、館長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一定款の変更

二 業務方法書の変更

三 毎事業年度の事業計画及び予算

四 その他教育会館の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、館長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、館長に意見を述べることが出来る。

(評議員)

第十九条 評議員は、教育会館の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一條及び第十三條第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十條 教育会館は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員及び社会教育の関係者のための研修施設を

設置し、及び運営すること。

二 前号に掲げる者のための研究集会及び講習会を主催し、その他これらの者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと。

三 教育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 教育会館は、前項の業務を行なうほか、第一條の目的の達成に支障のない限り、その設置する研修施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十一條 教育会館は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二條 教育会館の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十三條 教育会館は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な變更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十四條 教育会館は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで完了しなければならない。

(財務諸表)

第二十五條 教育会館は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 教育会館は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十六條 教育会館は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 教育会館は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十七條 教育会館は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八條 教育会館は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九條 教育会館は、文部省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十條 教育会館は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十一條 この法律に規定するもののほか、教育会館の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十二條 教育会館は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、教育会館に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十三條 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、教育会館に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に教育会館の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十四條 教育会館の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五條 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一條第一項、第二十三條、第二十七條第一項又は第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十五條第一項又は第三十條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十一條第二項、第二十九條又は第三十一條の規定により文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十六條 第三十三條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした教育会館の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

教育会館の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(教育会館の設立)

第二条 文部大臣は、教育会館の館長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された館長、理事又は監事となるべき者は、教育会館の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ館長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、教育会館の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による認可を受けたときは、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

4 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された館長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された館長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 教育会館は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 教育会館の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 教育会館の最初の事業年度の事業計画及び予算については、第二十三條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「教育会館の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「国立競技場」の中に、「国立教育会館」を、「国立競技場法」の下に、「国立教育会館法」を加え、同条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八ノ二 国立教育会館が国立教育会館法第二十條第一項第一号ノ研修施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ二中「国立競技場」の下に「又ハ国立教育会館」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「国立競技場」の下に、「国立教育会館」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「国立競技場」の下に、「国立教育会館」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「国立競技場」の下に、「国立教育会館」を加える。

第七十三條の四第一項第十一号中「国立競技場」の下に「及び国立教育会館」を加える。

第三百四十八條第二項第十八号中「国立競技場」の下に「及び国立教育会館」を加える。

別表

一 土地

東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地 所在

雑種地 六千四百七十三・七平方メートル

二 建物

東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地 所在

鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付き六階建 一むね

総床面積 一万八百三十七・八九平方メートル

理由

教育の振興に寄与するため、国の出資により国立教育会館を設立し、教育職員その他の教育関係者のための研修施設の設置及び運営を行なうため、その他教育関係者の資質の向上のため必要な業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、簡易裁判所の管轄区域を変更し、最近における市町村の廃置分合等に伴う下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表に所要の整理をしようとするものである。その内容は、

第一 簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村字富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄とすること。

第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表第四表及び第五表を整理すること。

二 議案の可決理由

本案は、国民の利便及び裁判事務上の便宜のため、下級裁判所の設立及び管轄区域を変更しようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年四月十四日 法務委員長 濱野 清吾 衆議院議長船田中蔵

(別紙)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、簡易裁判所のうち未開庁のまま十数年放置されているものが十数カ所も存在していることは、きわめて不合理である。

よつて、政府並びに最高裁判所当局は当該箇所について再検討を行ない、開庁を必要とするもの、又は、当面開庁を必要としないものを区分し、すみやかに、これらの法的措置並びに予算措置を行ない、もつて簡易裁判所運営の合理化をはかるべきである。

二、裁判の迅速化を阻害している要因の一つは、判事、検事などの不足にある。

よつて、政府並びに最高裁判所当局は、これらの定員の増加に努めるとともに、有資格者を可及的すみやかに判事、検事に採用して運用に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業退職金共済制度の一層の普及発展を図るため、現行制度の改善と合理化を行なうとともに、期間を定めて雇用される従業員に関する特例を定めるもので、その要旨は次の通りである。

1 中小企業者の範囲を拡大し、製造業等の場合において、現行の常用労働者数二百人以下から常

用労働者数三百人以下に改めること。

2 掛金月額の最高額を、被共済者一人につき、現行の千円から二千元に引き上げ、千円をこえる掛金は二百円ごとの刻みとする。

3 中小企業退職金共済事業団は、共済契約者又は共済契約者を主たる構成員とする事業協同組合等の団体に対し、労働者住宅その他の福祉施設の設置又は整備に必要な資金を貸し付けることができること。

4 建設業等の特定業種について、特定業種退職金共済組合を設立し、期間を定めて雇用される者に係る退職金共済制度を運営することとし、所要の規定を整備すること。

二 職案の修正議決理由

中小企業退職金共済制度を改善し、中小企業の振興に寄与することとは時宜に適合するもの認められ、なお、監事の権限に関する規定について修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。なお、別紙の通り附帯決議を附することにした。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算(労働省所管)において、中小企業退職金共済制度実施に必要な経費として三億二千百一十一万四千円、建設業退職金共済制度実施に必要な経費として三千三十五万五千円を計上している。

右報告する。

昭和三十九年四月十四日
社会労働 田口長治郎
委員長
衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

第三十五条に次の一項を加える。
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて労働大臣に

意見を提出することができる。

〔別紙〕
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、政府は、国庫補助率の引上げ実現のため一層の努力を行なうべきである。

二、政府は、建設業退職金共済制度の掛金日額の引上げ実施のため努力すべきである。

三、政府は、建設業退職金共済制度の掛金納付月数十二カ月より退職金支給の実現について努力すべきである。

外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

国家間の外交関係並びに外交上の特権及び免除は、従来、国際慣行と礼儀によつて規律されてきたが、近時、国際関係がますます広汎かつ緊密なものとなるに伴い、その成文化が強く要望されるに至つた。このため、国際連合は、その国際法典典化事業の一環として、外交関係及び外交特権免除を優先的に採り上げ、国際法委員会が作成した草案を基礎に、昭和三十六年三月、ウィーンにおいて条約採択のための国際会議を招集した。わが国を含む八十一箇国がこの会議に参加して審議した結果、

「外交関係に関するウィーン条約」及び関係議定書である「紛争の義務の解決に関する選択議定書」が採択された。本条約及び関係議定書は、いずれも昭和三十七年三月三十一日まで署名のために開放されたが、わが国は、同年三月二十八日に本条約及び関係議定書に署名を行なつた。

本条約は、外交関係の開設、外交使節団の派遣並びに使節の階級及び席次に関する事項、使節団の公館、公文書、公用通信並びに外交官の身体及び住居等の不可侵権、外交官に対する受取国の裁判権の免除、派遣国、使節団の長及び外交官に対する受取国の租税及び関税等の免除、移動及び旅行の自由、通信の自由等の外交上の特権及び免除等について規定しており、また、関係議定書は、この条約の解釈又は適用から生ずる当事国間の紛争を国際司法裁判所による解決その他の平和的解決手段に付すべきことを規定している。

なお、本条約は、二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准書又は加入書を寄託する国にその国について効力を生ずることとなる。また、関係議定書は、本条約の効力発生の日に効力を生じ、発効後に批准書又は加入書を寄託する国については、寄託後三十日目の日に効力を生ずることとなる。

よつて政府は、本条約及び関係議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めることとする。

二 本件の議決理由

本条約及び関係議定書を締結することは、外交関係及び外交上の特権免除について条約の明文に準拠することができ、必要かつ妥当な措置であるため、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月十五日
外務委員長 白井 莊一
衆議院議長船田中殿

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

企業経営及び経理の健全化に資するため、再評価実施会社について資本組入割合及び減価償却割合による配当制限の規定の適用を三年間延長する等、その内容を次のように改める。

(1) 再評価実施会社は、次の区分に応じてそれぞれ利益の配当の制限を行なうものとする。

(イ) 昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から二年間は、再評価積立金の資本組入割合が

五〇%未満の場合
配当率年一〇%以下

五〇%以上で七〇%未満の場合
配当率年一二%以下

七〇%以上で八〇%未満の場合
配当率年一五%以下

昭和四十二年三月三十一日を含む事業年度から一年間は、資本組入割合が

六〇%未満の場合
配当率年一〇%以下

六〇%以上で八〇%未満の場合
配当率年一二%以下

(2) 再評価実施会社は、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から三年間は、特別の場合を除き、減価償却の額の合計額が法人税法の規定による普通償却額(別紙の合計額に満たない場合は、配当率年一〇%をこえてはならないものとする。

二 議案の可決理由

開放経済体制への移行に対処して企業経営の一層の健全化に資するため、現行の再評価積立金の資本組入割合等による配当制限措置を若干強化して暫時存置することは適切妥当な措置であることを認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十九年四月十五日
大蔵委員長 山中 貞則
衆議院議長船田中殿

旅行、あつ、旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、旅行、あつ、旋業の適正化を図るため、旋業の適正化は次のとおりである。

(一) 邦人旅行、あつ、旋業は日本人の国内旅行のみを対象とすること。

(二) 旅行、あつ、旋業者の損害担保力の強化を図るため営業保証金の額を次のように改める。

(1) 一般旅行、あつ、旋業者は主たる営業所三十万円(現行二十万円)その他の営業所ごとに七万円(現行五万円)とし、その限度額を七十万円(現行五十万円)とする。

(2) 邦人旅行、あつ、旋業者は主たる営業所七十万円(現行五十万円)その他の営業所ごとに三十万円(現行二十万円)とし、その限度額を三十三万円(現行二十万円)とする。

(三) 旅行、あつ、旋業を営む者の行なつてはならない行為の中に債務履行の不当な遅延行為及び重要な事実を告げない行為等を加えること。

昭和三十三年四月十六日 衆議院會議録第二十四号(その二) 議案に関する報告書

二 議案の可決理由

旅行、あつ、旅業の健全な発達と、運賃の適正化を図るための措置として、妥協案を認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとく附帯決議を附することにした。

昭和三十三年四月十五日

運輸委員長 川野 芳満
衆議院議長船田中殿

【別紙】

旅行、あつ、旅業の一部を改正する法律案に対する附帯決議
第十三条第三号の規定は、善良な旅客を保護するためのものであるから、悪質旅客に適用され混乱を招くことのないよう、その運用を慎重に行なうこと。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、外国人観光客の接遇を充実させるため登録ホテル業及び登録旅館業の業務の適正化と施設の水準の向上を図るものとするもので、おもな改正点は次のとおりである。

第一 登録ホテル業及び登録旅館業を営む者に対し宿泊約款の届出義務を課するとともに、施設の管理の方法、従業員に施すべき教育の程度等遵守すべき事項を定めること。

第二 事業についての報告に関する規定を整備し書類等の検査に関する規定を設けること。

第三 施設に関する登録基準を整備すること。

二 議案の可決理由
本案は、外国人観光客の接遇の一層の充実を図るため有効適切な措置を認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のごとく附帯決議を附することに決した。右報告する。

昭和三十三年四月十五日

運輸委員長 川野 芳満
衆議院議長船田中殿

【別紙】

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国際観光振興上、登録ホテル及び登録旅館が重要な役割を果たしており、また貿易自由化に対応するため、体質改善を必要とする実情にかんがみ、これに対し、地方税法の不均一課税適用について所要の改正を行ない、あわせて融資額の増大と融資条件の改善等につき特段の措置を講ずるべきである。

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
議案の改正点は、次のとおりである。

1 最近における労働行政の業務内容の複雑化及び高度化並びに事務量の著しい増加の傾向にかんがみ、労働省の所管行政に係る事務を担当する職員等に對し、その職務を行なうのに必要な訓練を統一的かつ効果的に実施するため、従来の労働基準監督官研修所を吸収した総合的な研修機関として、本省に労働研修所を設置すること。

2 失業保険及び労災保険関係業務、職業指導関係業務並びに安全指導関係業務等を推進するため、定員を六四六六人増員して次のように改めること。

本省 二四、七八六六人
(六四六六人増)

中央労働委員会 八九人(増減なし)
公共企業体労働委員会 一八八人(増減なし)

計 二五、〇〇三三人
(六四六六人増)

なお、施行期日は、昭和三十三年四月一日とし、昭和三十三年四月の修正議決理由

本案は、労働行政の効率的運営を図るため妥協案を認めるが「昭和三十三年四月一日」となっている。別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費として、昭和三十三年度の一般会計歳出予算及び特別会計歳出予算に、約二億三千八百六十六万円が計上され右報告する。

昭和三十三年四月十五日

内閣委員長 徳安 實藏
衆議院議長船田中殿

【別紙】

(小字及び一は修正)

附則
この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の表の改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
議案は、日本電信電話公社について、新たに一定の関連事業に対する投資のみに開き、その投資をばらばらとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 公社は、その業務の運営に必要な場合は、政令で定める事業の範囲において郵政大臣の認可を受けて、予算の定めるところにより、公社の委託を受けて公共電気通信業務の一部を行なうことを主たる目的とする事業及び公社の公共電気通信業務の運営に特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資することができ

二 議案の可決理由
この法律は、公布の日から施行する。

日本電信電話公社の業務の公共性を確保するため、本案の措置は適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 昭和三十三年度政府関係機関予算のうち日本電信電話公社予算の資本勘定に七千万円の出資が計上され、今年度に繰越されている。右報告する。

昭和三十三年四月十五日

通信委員長 加藤常太郎
衆議院議長船田中殿

国立教育会館法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、教育の振興に寄与するため、国の出資により、国立教育会館を設立し、その目的、資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関する規定を設けたものである。

(1) 国立教育会館は、法人とし、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与することを目的とする。

(2) この法人の資本金は、政府がその全部を出資すること。

(3) 政府は、必要があるとき、この法人に追加出資すること。

(4) この法人は、次の業務を行なうこと。

イ 教育職員その他の教育関係者のための研修施設を設置し、運営すること。

ロ 教育関係者のための研究集会、講習会を主催し、その他これらの者の資質向上のため必要な業務を行なうこと。

ハ 教育に関する内外の資料を収集、整理、保存し、及び利用に供すること。

ニ この法人の目的の達成に支障のない限り、その施設を一般の利用に供することができ

一人、理事三人以内及び庶事二人を置くこと。

(5) この法人の業務の運営に関する重要事項については、館長が意見を聞くため、評議員会を置くこと。

評議員は二十人以上とし、文部大臣が任命すること。

(6) この法人は、文部大臣が監督すること。

定款の変更、業務方法書の作成及び変更、事業計画及び予算の作成並びにその重要な変更は、文部大臣の認可を、財務諸表等については、文部大臣の承認を受けることを要すること。

(7) この法律は、昭和三十三年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由
特殊法人国立教育会館を設立し、教育職員その他の教育関係者のための研修施設の設置及び運営を行なわせること等により、これらの者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与することは、時宜に適合するものであるが、本案の施行期日である「昭和三十三年四月一日」はすでに経過しているため、これを「公布の日」に改めること、これを認め、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十三年年度一般会計予算に三千万円が計上されている。右報告する。

昭和三十三年四月十五日

文教委員長 久野 忠治
衆議院議長船田中殿

【別紙】
附則
第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三号の規定は、公布の日から施行する。

【別紙】
附則
第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三号の規定は、公布の日から施行する。

【別紙】
附則
第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三号の規定は、公布の日から施行する。

【別紙】
附則
第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三号の規定は、公布の日から施行する。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
(送料別)

発行所 東京港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六二一
官報 第三三三三三